

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 (3) (20 . 1 定)			
日 時	平成 2 0 年 3 月 7 日 (金)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 1 9 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	大竹委員長、菊地副委員長、秋元・大橋・斉藤（陽）・濱本・ 佐々木・北野・前田 各委員		
説明員	教育長、総務・財政・教育各部長、消防長、会計管理者、 監査委員事務局長、選挙管理委員会事務局長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: right;">書 記 記録担当</p>			

～ 会議の概要 ～

委員長

ただいまから、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、大橋委員、北野委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。

高橋委員が斉藤陽一良委員に交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、総務常任委員会所管事項に関する質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、自民党、公明党、民主党・市民連合、平成会、共産党の順といたします。

自民党。

前田委員

入湯税について

それでは、財政の方からお聞きしたいと思います。

入湯税についてお聞きします。この予算書の中に出ている数字を見ますと、宿泊客は 13 万 100 人で 150 円を掛けて 1,950 万円の歳入、日帰り客は 1 万 100 人で 100 円を掛けて 100 万円ということで、合計で 2,050 万円の歳入を予算していますが、そこで昨日もお聞きになった方がおられたのでありますけれども、日帰り入湯税について、現在の実態について施設名も含めお知らせください。

（財政）市民税課長

まず、入湯税についてですけれども、入湯税には市税条例の中に課税免除という項目がございます、第 123 条に次に掲げる者に対しては入湯税を課さないということで、年齢 15 歳未満の者、共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者、小樽簡易保険加入者ホームの長期入所者で鉱泉浴場に入湯する者、小学校及び中学校における修学旅行中の引率者及び随行者、それから利用料金が 1,000 円以下の施設の鉱泉浴場に入湯する者については入湯税の課税を免除してございます。そういうわけで、日帰り客が課税される予算上では 1 万 100 人ほどと見込んでおります。

また、次に御質問がありました事業者については、ちょっと明らかにすることを控えさせていただきたいと思っております。

前田委員

施設名は勘弁してくれということかと思えます。あえて聞きません。大体想像がつきますのでやめます。いろいろと条例等で縛りがあるようでございます。そういうことがわかりました。

それで、現に課税されている施設と減免されている施設ということで、減免されている施設があるわけですが、この施設数と入浴客数、これについてお伺いします。

（財政）市民税課長

先ほども申しましたとおり、入湯税の減免については、15 歳未満の者とか修学旅行の引率者などのほかに、利用料金が 1,000 円以下の施設の鉱泉浴場に入湯する者ということになってございまして、施設によっては時間帯によったり、又はもともと 1,000 円以上のものがあつたりして、日帰りの入湯税がかかるという制度がございますけれども、先ほども申しましたとおり、施設名については明らかにすることは勘弁していただきたいと思えます。なお、私どもが押さえている入湯税の課税免除の日帰り客でございますけれども、今年の 1 月末現在でおよそ 65 万人というふうに抑えています。

前田委員

施設名はいいのです。数というか施設数は 10 施設とか 20 施設とか 30 施設とかあるのですか。

（ 財政 ） 市民税課長

現在のところ特別徴収義務者として指定しているものについては 10 施設でございます。

前田委員

これは、減免されている施設ではなく、課税されているのが 10 施設ですか。

（ 財政 ） 市民税課長

条例に基づいて特別徴収業者に指定しているものが 10 施設でありまして、その中には宿泊もあったり日帰りもあったり、又は免除、課税されない施設も含まれております。

委員長

非課税になっている数がどのくらいあるかという質問です。

（ 財政 ） 市民税課長

現在、日帰り施設の中で課税されていない施設は 2 施設です。

前田委員

2 施設ということは、減免と課税と合わせて 12 施設ですね。では日帰りの免除数が 65 万人でこちらの予算書の方に出ている 13 万何がしがこれにプラスになるのですね。

（ 財政 ） 市民税課長

先ほど申し上げましたとおり、平成 19 年度の 1 月末現在の日帰りの免除数でございますが、65 万人ほどと申し上げましたけれども、当然宿泊の中には修学旅行生がいますので、宿泊の中の免除もありますし、全部言えば、また先ほど言った課税されている宿泊の課税が予算では 13 万人で日帰りが 1 万人ですので、14 万足す、65 万ぐらいになるかと思えます。

（ 財政 ） 税務長

先ほど非課税、課税免除というか、この 65 万人というのが 1,000 円以下の者と、それと修学旅行とか、そういうものに含めて課税免除させていただいている人数 65 万人とお伝えしておりますけれども、その者すべてが例えば 1,000 円以下の者ということになりますと、我々 15 年、14 年の成果ですと、施設にこの料金の 1,000 円以下の者を課税免除してくださいと、そういう者を課税しないということにさせていただいているのですが、万が一そういう者が課税されるということになると、この予算書の中で 1 万 100 人という区分の中にプラスされる人間ということになります。

前田委員

プラスされる人間ですね。わかりました。これで減免根拠というのは、先ほど冒頭で説明されたことでいいのですね。

それで、そういうことで条例があるのです。第 123 条ですか。この条例を改正するにはどのような手続とこれらの施設の同意が必要となってくるのですか。

（ 財政 ） 税務長

その課税免除規定につきましては、私は平成 14 年の 4 月から市民税課長をしております、そのときから全庁的に課税免除規定の見直しがありましたので、施設の課税を提案させていただいた経緯がありますけれども、まず市税条例ですので、条例につきましては、やはり議会承認を経て、それで決定するということになります。ただ、この説明を行っている中で何回か委員の方から質問を受けておりますが、やはり施設を運営している事業者の同意を得てから行いなさいということも言われておりますので、あくまでも事業者の同意を得て、そして議会に提案し、可決していただくという段取りになるかと思えます。

前田委員

それで、先方の要望、折衝されているのだと思えます。これまでも議会で何回も取り上げられてきている意見、

こういうものについては、どのようなものがありますか。

（ 財政 ） 税務長

まず、提案に当たりましては、先ほど言いましたけれども、財政状況があります。その中で料金の課税免除 1,000 円以下の部分なのですけれども、その部分を廃止させていただきたいというお話と、それと御承知のように入湯税は目的税ですので、この目的、用途についてあわせて説明をさせていただきました。おおむねその用途につきましては理解をいただいたのですけれども、その料金 1,000 円以下の廃止につきましては、一部の方には理解を得られていないという現状にあります。

その理由といたしましては、主に入湯税を課税されない利用者に対して直接ねらい打ちではないかという疑念があるということと、それを抜かしても利用料金に入湯税分を上乗せして料金設定すると、即値上げと受け止められて利用客が減る。また、逆に利用料金の中でその入湯税分をねん出することになると、昨今の燃料費等の高騰などによって事業自体を圧迫するということがございまして、そういう部分でなかなか理解を得られないという状況にあります。

前田委員

そういう先方には先方の理由があるのでしょうかけれども、それを全部聞いていたのでは永遠に課税はなされない、減免が永遠に続くことになるのですけれども、この辺の考えはいかがですか。どこかで断ち切らないとというか、まとめないといけないのではないですか。

（ 財政 ） 税務長

確かにそういうようなこととなりますけれども、まず事業者、特別徴収義務者です。利用客の方が負担するという形になって、それを事業者の方が特別徴収義務者となって私どもに納付していただくという形になりますので、やはりその辺のあたりはしっかりと理解を得ていかなければ、なかなかスムーズにいかないと考えておりますので、これからも何度も繰り返しになりますけれども、根気よく粘り強く続けてまいりたいと思います。

前田委員

このすべての施設を課税された場合、歳入見込額、今回は 2,005 万ちょっとしか増えていませんけれども、これはどの程度になるのですか。

（ 財政 ） 税務長

先ほど 2 月、1 月現在で 65 万人と言っておりますけれども、年間にしますと約 80 万人の方がおりますので、その方々に、例えば最後に提案したのはたしか 50 円だったと思いますので、その 50 円を課税させていただくことになると約 4,000 万円になると考えております。

前田委員

4,000 万円程度といたら現在の 2 倍ぐらいになるのですね。貴重な財源です。

それから、課税の公平性、こちら辺の展開というのですか、手順はどういうふうになりますか。

（ 財政 ） 税務長

課税の公平性ということですが、あくまでも利用者の方に負担していただくということになりますので、この部分につきましては全国の温泉都市を見させていただいたのですけれども、1,000 円以下の課税免除規定を設けているというのは、年間を通して 100 万人を超えるような利用客を有している都市にあっては、小樽市以外にないのです。この財政状況であり、念頭に赤字再建団体にならないというのもありますので、これからもやはり他都市と同様に利用者全員に負担していただけるような方向で進めてまいりたいとは考えています。

前田委員

労使協議の継続について

次に同じく財政の関係でありますけれども、今回の予算編成で 5 億 3,000 万円の不足額が生じたことから、

職員と議員が協力して相当額を賄いました。このことについて次年度以降も継続されていくのか、その可能性について代表質問でお聞きしたところでございます。当面では労使協議の中では毎年財源状況を見極めながらと答弁されていますが、一方では、いましばらくは削減の協力をお願いしなければならないものと考えておりますと、こういう答弁もされていて、継続の可能性を示唆されたのかと、こういうふう聞いております。

そこで、この可能性について再度御説明をいただきたいと思えます。

総務部長

市長からも答弁しておりますけれども、今回の予算をつくるに当たりまして、あらゆるいろいろな方法を使って何とか収支均衡予算ということでやってまいりましたけれども、結果として5億数千万円ぐらいの財源が不足するという中で、今回、職員の皆さんにこういった形で手当の削減をお願いいたしました。

その際も労使協議の中でも申し上げたのですが、当然交付税なり市税収入の落ち込みによる影響ですから、平成20年度のこの影響が21年度以降においても、当然影響してくるのは間違いありません。ですから、そのときも実は24年度ぐらいまでの5年間、一定程度の削減が必要だという話は労使協議の中でもさせていただきました。ただ、これから5年先の話を今から全部決めていくというのは、これはできませんので、20年度についての合意をいただいて、先ほど話しましたとおり、これからいろいろな状況を見ながら、単年度ごとにその収支状況を見ながら相談をしてやっていく。ただ、答弁申し上げましたとおり、5年間という話をしたということも含めて、今、この単年度で済むということではないというふうに思っていますので、やはり一定程度、今後、削減の協力をお願いしていくということになるかと思います。

前田委員

次年度以降の市民負担について

わかりました。代表質問では次年度以降の市民負担についてもお聞きしました。答弁では財政健全化法の下で何としても赤字状態から脱却をし、再建を図っていかねばならないと答弁をされ、さらに目標の達成が困難な場合には、市民の皆様とのさらなる御理解と御協力をいただき、受益者負担や事務事業の一層の見直しも必要と、このように答弁をされています。今日もたくさんの傍聴の方が来ております。大変気になるところではないかと存じますので、この受益者負担や事務事業の見直しとは、どのようなものを想定され答弁をされたのか、具体的にお聞かせください。

財政部長

平成20年度の予算編成を終えたばかりですので、今後に向けての基本的な考え方ということからの答弁になりますが、現在、具体的な内容を想定しているということではございません。ただ、財政再建推進プランの中でも、一般論として使用料・手数料関係の見直しというのは、4年ごとに定期的に考えていただくような方針を出しておりますので、それらも一つ念頭には置いていきたいと思っております。

一方で、事務事業の見直しですけれども、ここまで数年にわたってずっと行財政改革の取組も行ってまいりまして、年度年度行いましたけれども、そうそう項目が残っていてまだたくさんあるということでもありませんので、なかなか厳しい状況にだんだん入っていきますけれども、まずは一本一本の事業内容、事務事業ごとに再度どれぐらいの経費でやることができるのかということから始めて、まだ改善の余地のあるものがないのか、その辺を繰り返し見直していくしかないというふうに思っております。

繰り返しになりますけれども、現時点で具体的に項目を想定しているということではございません。

前田委員

現時点でということでは答弁がありましたけれども、具体的なことについてはまだ検討されていないようでございますので、この質問につきましては、この程度にさせていただきます。

消防団員数について

次に、消防団についてお伺いをいたします。

昨年の第 3 回定例会でこの議論がされ、条例が改正されたわけでありまして、10 月 1 日から消防団員の入団する際の年齢、これが撤廃され、同時に定年の年齢も 2 歳引き上げられ 67 歳となったわけですが、その後の経過についてお聞きをしていきたいと思えます。

それで、現在の団員数についてどの程度なのですか。

（消防）青山主幹

現在の団員数は、3 月 1 日現在で 476 人でございます。

前田委員

この改正後の入団者数、内訳、男女別、年齢別についてお聞かせください。

（消防）青山主幹

改正後 10 月 1 日から 3 月 1 日までということで申し上げますと、15 人が入団されております。女性がその中に 2 人含まれております。年代別で申し上げますと、10 代が 1 人、20 代が 3 人、30 代が 1 人、40 代が 6 人、50 代が 3 人、60 代が 1 人となっております。

前田委員

効果はあったのですか。

（消防）青山主幹

効果ということでございますけれども、50 代の方が 3 人、60 代の方が 1 人ということで、改正前であれば入れなかった方が 4 人入られているということから、効果はあったものと考えております。

前田委員

改正後の 10 月 1 日以降、退団者数の内訳、それと主な退団理由についてお聞かせください。

（消防）青山主幹

改正後の退団ということでございますけれども、9 月末から申し上げます。9 月末から 2 月の末までで同じく 15 人が退団されております。この中で女性の方が 3 人退団されています。

主な理由といたしましては、市外に転出された方が 5 人、勤務状態が変更になった方が 5 人、自己都合が 5 人となっておりますけれども、この自己都合 5 人の中には 65 歳で条例が変わらなければ定年を迎えられた方で、条例が変わったけれども、今までの 65 歳でやめた方が 2 人いらっしゃるということでございます。

前田委員

65 歳以上の退団理由をその次に聞こうと思ったらそういうことで、定年が延長になったのだけれども、65 歳でやめようと思っていたので 2 人はやめたということだろうと思えます。

それで、直近での平均年齢というのはどのようになりますか。

（消防）青山主幹

平均年齢でございますけれども、3 月 1 日現在、ちょうど 50 歳でございます。

前田委員

3 月 1 日でちょうど 50 歳ということですね。わかりました。

それで、ちょうど半年たって、あと 1 年半たつと 2 年たつ。65 歳の方が 67 歳で自動的に退団になっていくのですけれども、施行 2 年経過後の想定される団員数は何名ですか。

（消防）青山主幹

現在、団員の増員ということでいろいろ取組もしております。今まで入る方が大体 15 人で、やめる方が 30 人ぐらいいらっしゃったのですけれども、これからやめられる方が自己都合の方もいらっしゃるのではゼロにはならないとは思いますが、今まで 30 人ぐらいやめられていたというのがなくなりますので、半年で大体 15 人、年間

にすれば 30 人ぐらいの方が入団されていますので、年間でできれば 30 人ぐらいは増員していきたいというふうに考えております。

前田委員

この先 1 年半後の想定される団員数というのはどのくらいになりますか。要するに効果がもうなくなるのですよ、丸 2 年たつと。2 年前と同じ状況になるわけですから、自動的にてんつきで退団していくわけですから、そうなるかどうかというふうになりますか。

（消防）青山主幹

これから 2 年間につきましては、定年退団される方が一応いないということになりますので、60 人の方が増員になるだろうという予想は立てています。

前田委員

そうしたら、2 年と 1 日後どうなるのですか。2 年間は当然そういう恩恵というか、その効果があるのだけれども、丸 2 年たつとその効果が切れるでしょう。

（消防）青山主幹

確かに 2 年後につきましては同じように 67 歳で定年される方がいらっしゃいますので、何もしないでこのままいってしまうと同じような状態になるかと思えますけれども、増員対策といいますが、消防団の増員というのはこれはもう全国的な課題でして、小樽でもいろいろ取り組んでおります。何とか消防団の必要な団員数を維持していきたい、少しでも増員していきたいと、このように考えております。

前田委員

現在の団員の 476 人、定数の関係で押さえているのはどのくらいになるのですか。

（消防）青山主幹

現在、消防団の定数は 606 人でございますので、130 人のかい離がございます。

前田委員

わかりました。

消防団の予算について

次に、新年度予算を今、審議しているわけですが、消防団の年間予算と団員 1 人当たりの経費について、お伺いしていきます。

それで、今年度予算は 5,879 万円余りが計上されていますが、これまでの予算のこの推移というのはどうなっていますか。ここ 5 年、10 年、恐らく減額になってきているのですけれども、最大ではどのくらいであったのか。それで最低はどのくらいだったのかでもいいので、お聞かせください。

（消防）青山主幹

過去の予算の数字を手元に持ってきておりませんでしたので、後で調べてお伝えしたいと思います。

前田委員

消防 50 周年、あのあたりが私の知る限りでは多かったのかと。たしか 8,000 万円、9,000 万円ぐらいまであったのかという気がするのです。

質問を変えます。

予算書を見ますと、これはちょっと説明をお聞きするだけのことになろうかと思えますけれども、団員の退職報償金負担金 1,100 万円が計上されています。これ全体予算で見ますと約 19 パーセントに相当します。これは団員が退団した場合の退職金というのですか、これに充当する、いわば保険料というのか共済金というのか、そういうものと理解してよろしいのですか。

（消防）青山主幹

そのとおりでございます、退職報償金を支払うための共済保険ということでございます。

前田委員

わかりました。そうしたら、先ほどのやりとりの中の 15 人程度が退団しているので、その方々の掛金ということなのですね。

それで、消防団員が入団した場合、1 人当たりの被服費、装備品などを含めた支給点数と費用について、男女別に幾らぐらいかかっているのか、お聞かせください。

（消防）青山主幹

新入団員が入りました場合には夏服の制服、それから活動服などを含めまして、大体男性であれば 10 万円、女性であれば防火衣が入りませんので、そのかわり制服とか外とうが高くなりますので大体 8 万円ぐらいと、このように考えております。

前田委員

それで、団員 1 人当たりの年間予算額ですね。必要経費ですか、これはどのぐらいかかりますか。

（消防）青山主幹

団員 1 人当たりですけれども、人件費、講習すべて含めてですけれども、12 万 3,500 円でございます。

前田委員

12 万 3,500 円が年間 1 人当たりにかかる予算だと、その掛ける 476 人と思えますけれども、それが今年の予算 5,800 万何がしになるということによろしいですね。

（消防）青山主幹

そのとおりでございます。

前田委員

それで定例防火日が月 1 回あるわけですけれども、これの出勤率と、あまりこういう言葉を使いたくないですけども、退団勧告との関係、こういうものがあればちょっとお聞かせください。

（消防）青山主幹

消防団の方は、毎月 10 日に防火の日と称しまして夜回りですとか、それから会議を行っております。これの出席状況でございますけれども、平成 19 年は延べ人員で 4,066 人が出席されております。率に直しますと 73 パーセントでございます。

それから、退団勧告ということでございますけれども、このような基準はございません。

前田委員

基準がないというのですね。わかりました。非常に出席率が悪いという方も中にはいるようにも聞いているのですが、こういった方々の取扱いというのは、基本的にどういうふうに考えていますか。それと、出席率というのですか、著しく低い者の数字はどの辺から低いととらえた方がいいのか。その辺お考えがあればお聞かせください。

（消防）青山主幹

こちらで押さえています数字といたしましては、行事に対して何人の方が参加されたかという数字でございます、個人の方がどの行事に参加したかということはこちらでは押さえておりませんので、その辺は各分団長、分団の中でお願するしかないというふうに考えています。

それから、先ほどの答弁の中で退職の基準はないと申し上げましたけれども、懲罰、懲戒的なものは除かせていただきたいと思います。

前田委員

確かに懲戒の関係は当然あるかと思えます。それで、出席率については基準がないということで、そうなる

各分団に任せているということによろしいですか。

（消防）青山主幹

分団任せという言い方になってしまうのかもしれませんが、各分団の中でいろいろとやっていただいているというのが現状でございます。

前田委員

なぜこんなことを聞いたのかと言いますと、先ほど答弁があったように年間 1 人 12 万 3,500 円かかるわけです。それで、出席率の悪い方、寝ている方、そういう団員がいますと、やはりこういう費用がかかるということから、何か税金の使われ方について問題があるのかと思ってこういう質問をしました。

教育行政方針について

教育問題についてお尋ねをいたします。

代表質問において、教育委員会の教育行政執行方針については教育委員会が行ってはいかがですかと、こういうことで質問をしました。質問の趣旨は、教育委員会の存在感を高めることと同時に、教育委員と教育委員会の職務と責務を明確にすること。また、教育委員会が、児童・生徒はもとより、市民に対しても教育委員会の本市教育に対する姿勢が明確になることから必要と考えまして、教育委員会にそのお考えがあるのであればお手伝いをしたいと、こんなような考えから質問に至ったものでございまして、御理解をいただきたいと、このように思うところでございます。

そこで、答弁をいただいておりますが、最後に教育長に私の言ったことと教育活性化に向けたお考えについて再度お聞きしたいと思います。

教育長

教育委員会の年度の方針と申しますか、毎年毎年変わるということではなくて、この 2 年間、学校教育はあおばとプランに向けて進めておりますし、また、社会教育におきましては社会教育推進計画に基づいて行われているものでございまして、私どもとしては、とりわけ市民の皆さんにはそのあおばとプランの内容について十分理解していただいて、学校教育を推進しているのだということを御理解いただければと思っております。また、社会教育についても同様に計画に基づいてという考えで実はいるところでございます。

それで、年度初めに私ども教育長若しくは教育委員長がその方針をもし話したといたしましても、その中身はあおばとプランのここを重点的、ここを重点的というのではなくて、3 年かけてこれを全部私どもは消化していきたいという思いでございますので、それも教育委員会がそれぞれの学校に 1 年目はこれですよ、2 年目はこれですよというのではなくて、学校教育においては各学校が 3 年間で、その学校の実態に応じて消化のしやすいところからお願いしたいというような、そういう計画に基づいております。ただハード面につきましては、そのときそのときの財政との関係もございまして、計画して、予算が通過した時点で、私どもも考えていきたいと思っておりますので、そのところは御理解いただければというふうに考えてございます。

また、教育におきましては、前回もお話ししましたが、生涯学習体系の中で学校教育にだけ力点を置くのではなくて、人生 80 何年の間の学校教育以外の生涯学習というのですか、それが圧倒的に長い期間ありますものですから、例えば総合博物館をはじめ、いろいろな社会教育施設を利用しながら充実していきたいというふうに考えているところでございます。そういうことで他市町村はすごく少ない中身でございます。小樽のようなあおばとプランですとか生涯学習推進計画ですとか、そういう膨大な資料を提示していないものですから、あえて毎年提示するということになっておりますが、今、そういう形で小樽は動いているものですので、そのところを御理解いただければと思っております。

前田委員

そこで、答弁の中で、教育委員会以外とのかかわりがありますのでとお答えになっているのですが、どのような

方あるいは団体を想定されてこういう答弁をされたのか、これについてちょっとお聞かせください。

教育部長

御質問の中で教育行政方針というお話がございました。実際にそういう形でやっている市町村もございます。道なんかもそうなのですが、その場合に、その前段として首長の市政執行方針があって、そして教育行政方針という形をとっています。ただ、小樽市の場合は提案説明の中で、従来市政の執行に当たって市長が所信を述べておりますので、市長部局との調整、それから当然そういう形になりますと議会との調整、こういう部分も出てくるのではないかというふうに思っておりますので、そういう関係で関係機関と調整をしながらということで答弁をさせていただいたということでございます。

前田委員

確かに小樽市では市長が述べられています。それで、参考までに申し上げさせていただきますと、ある市では教育委員長が、市長とは別に本会議でそういう執行方針を述べているわけでありましてけれども、これをずっと見ていくと、17 項目で生涯学習まで含めてとうとうと述べています。小樽市の執行方針を見ていくと、市長は金額や数字のことを言うのですけれども、教育のお金に関する数字というものは一切出てこないのですね。方針でそういう理論というのか教育委員会の物の考え、進め方、これについてだけ述べて数字は一切入っていないというのが、こういう事例で見ますとあります。私としては、やはりそういうものは確かにあおばとプランで述べているからいいのだという見方も言い方もあるのでしょうかけれども、やはりその年その年のいろいろな状況が変化するわけでありまして、こういったことについてはぜひ行った方がいいのではないのかと思います。

教育委員の職務と責務について

もう一つ関連して最後になりますけれども、教育委員長、教育長、それと教育委員の責務と職務について、あわせて教育行政にかかわる素案作成段階から施行までの教育委員としてのかかわりについて、実態を踏まえちょっとお聞かせください。

教育部川田次長

まず、教育委員会の委員長の職務と責務ということでございますけれども、教育委員が全般的に言われることは、この間も市長から、教育委員を選ぶとき、人格高潔にして、教育行政に深い関心を持っている方ということで伝言されております。ですから、そういった観点で教育委員としてなられて、教育行政に対して、昨日、濱本委員がおっしゃいましたレイマンコントロールという形で、我々は事務方サイドですけれども大所高所から見て、教育行政をコントロールしていく形になっているというふうに思っております。

また、教育長は我々事務方のトップです。また、教育委員として、そういった教育委員に対して補佐といいますか助言だとか、そういった形で行っていく者というふうに考えてございますので、今後、教育委員の関係につきましては、例えば研修という形で、いろいろと学校を視察し、教育現場をいろいろ見ていただいて、それぞれその資質を高めていただきたいというふうに思っております。

濱本委員

学校評議員制度について

まず、開かれた学校づくりということで、いろいろな手だてがあるのですけれども、学校評議員の制度が平成 16 年からスタートしております。これは本会議の一般質問の中でもさせていただきましたが、16 年からスタートしたということは、もう 4 年たっているわけですね。4 年たっている中で、当然中で評議員の交代もたぶんあったのだらうと思います。まず、その実態などについては把握されているかどうか、それをお聞かせください。

（教育）学校教育課長

学校評議員につきましては平成 16 年度からスタートしたわけですがけれども、委嘱につきましては毎年度ごと委嘱

しております。その中で再任される方もいますけれど、事情によってやめられて、また新たに委嘱をお願いするというケース、さまざまな実態になっています。

濱本委員

ということは、実態については把握されていないということですね。いわゆる交代が、例えば年度当初、委嘱状発行のときに新任になった方が、何人いるかどうか把握されていないということですか。

（教育）学校教育課長

委嘱に当たりましては校長の推薦により教育委員会が委嘱しますので、その際にその方が再任であるのか新任であるのかというのは把握することはできません。

濱本委員

要は新任の方というのは、たぶん学校評議員制度そのものについて、校長から中身を聞くという、教えていただくということだと思う。校長もはっきり言って千差万別です。そういう意味では、基本的な何かをもって例えばこれを伝えてくださいという、そういうマニュアル的なものは存在しているのですか。

（教育）学校教育課長

特に教育委員会の方で用意した資料で説明願うという形はとっておりません。

濱本委員

ちょっと私は矛盾していると思うのです。学校評議員制度は学校がやっているわけではなくて、小樽市教育委員会が要はつくっているわけですね。それで、新しい人を委嘱したときに、町会の会長や副会長だったりして、何もわからない人がぼっと来ました。御意見を伺わせてください。そもそも学校評議員って何ですかといったときに、それぞれが違う資料で、こんなものです、あんなものですと、それは学校がやっている制度だったらいいですけども、小樽市がやっている制度だったらおかしいのではないですか。

教育長

制度としては、また、任命するのは小樽市教育委員会でございますが、そもそもこの学校評議員の趣旨と申しますのは、校長が学校経営に当たって、自分だけの思いでなくてその委員に諮問して、それを受けて自分の学校経営に役立てるといふものでございますので、一律に同じようなものを評議員をお願いするとか、そういう形ではないのです。ただ、私たちはいろいろな資料をこういう事情も説明してくださいというお願いはいたしますが、学校ごとに課題が全部違うものですので一律というわけにはいきません。ただ、おっしゃっているように評議員の職務と申しますか役割は、あくまでも校長の諮問を受けて、それに対する適切な指導助言をするということでございますので、今おっしゃったような中身については、これから私どもも考えていく必要があるかと思いますが、現段階ではそういう形で進んでいるところでございますので、御理解いただければと思います。

濱本委員

わかりました。ある意味では混乱している方がいらして、町会に割当てと言ったらおかしいですけども、例えば町会の青少年部長をお願いをしていた。その部長がかわられた。学校から、では新しい方にとまた依頼される。でも、御本人にしてみればわからないという部分もあるので、そこら辺については、きっちり枠にはめたようなものをどうのこうのということではないのです。評議員として本当に役目をしっかり果たせるような、その手助けができるような資料を、やはり全市的な統一した最低限のものはぜひ配布してもらいたいという、そういう意味合いなので、よろしく願います。

それと、できれば、なかなか難しいのでしょうけれども、学校評議員が1年に一度とは言いませんけれども、2年に一度ぐらい全的に全員が集まって、お互いに情報交換をし合って、どこの学校にどんな課題があって、ほかの学校の評議員はどんなことを考えている。そういう交流の場を、できれば設営というかセットしていただければというふうに思います。これは答弁は結構です。ぜひよろしく願います。

卒業式の日程について

それから、開かれた学校づくりということで、季節的にももう卒業式の季節になりまして、3月1日の土曜日は市内の道立高校は卒業式を実施しました。今年に関して言うと市内の中学校は3月14日、それから小学校は3月18、19、20日です。3月14日は金曜日、そして3月18、19日は火曜、水曜、そして20日が木曜日で春分の日であります。

何が言いたいかというと、例年3月15日は中学校の卒業式というふうに言われておりました。年度当初にたぶん保護者の方には連絡があったのだろと思いますが、忘れていました。気がついたら、あら土曜日だと思っていました。土曜日だから休みだから行けると思っていました。突然14日で金曜日では行けないという、そういう話も聞いております。ぜひともこの辺、なぜ14日になったのか。それは卒業式を設定するのは校長の学校の中の権限だというのは十分わかっておりますけれども、開かれた学校づくりという意味合いでいけば、学校行事も、保護者は特にそうですが、地域の方々が参加しやすい、出席しやすいような日程をセットするというのが必要ではないかというふうに思いますけれども、ぜひとも来年度以降そういう指導や助言を校長会にお願いをしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（教育）指導室長

卒業式の日程についてですが、中学校の卒業式は、例年公立高等学校の合格発表の前日に行われております。それで、今年度につきましては公立高等学校の合格発表が17日の月曜日なのです。中学校校長会で年度当初に、16日とか15日の土曜、日曜で卒業式を実施できないかということで検討しております。休日に卒業式を実施した場合、17日の合格発表の日が振替日になってしまう。学校休業日、土日に出たかわりに休みになってしまう。そういうことで、合格発表の2次募集等の手続が滞ったり進路事務に支障を来すこと、それからその翌週には、もう終業式までの間にあとわずかな期間で1・2年生のスキー学習等の行事等が予定されている。そういうようなことがあります。やむなく14日金曜日の実施になったと伺っています。

ただ、委員のおっしゃるとおり開かれた学校ということで、やはり地域や保護者の方が参加しやすい、地域や保護者の方の希望も考慮した、そういうような学校行事の日程をとることが望ましいと考えておりますので、これまでも校長会等で指導してきておりますが、今後も校長会と、こういうような御質問もありますので、より一層開かれた学校ということで、地域、保護者の意見を聞いていただきたいということで伝えてまいりたいと思います。

濱本委員

説明はわかりました。しかしながら、釈然としません。ぜひとも、確かにルール上のことはいろいろあるのだろと思いますが、けれども、主役は子供たちですし、その子供たちの保護者、また、子供たちを地域で見守っている人々のことを考えたときに、では17日に出て18日は休みでもいいのではないのという議論になるかもわからないのです。そこに連続性がないと困るということなのかどうかはわかりませんが、とりあえず今年度はもうそういう日程になっていますので、次年度以降その点、地域に開かれた学校づくりという底流の中で、そういう行事日程についても御指導をいただければというふうに思います。

小樽市旗について

それから、卒業式のお話で国旗・国歌の取扱いのことを聞こうと思ったのですが、時間も大分押していますので、1点だけ。学校に小樽市旗は常備されているのでしょうか。

（教育）総務管理課長

あいにく私どもの資料でその辺の資料がなかったものですから、緊急ですが何校かに確認したのですが、やはりあるところとないところがあるようで、今後調べてみたいと思います。

濱本委員

小樽市民憲章の第7号に郷土小樽を愛し高い文化を築きましよう、郷土小樽をといったときに、その郷土のシ

ンボルは小樽市旗ですよ、ある意味。その市旗が小学校、中学校に常備されていないという、その感覚自体が私はおかしいのではないかと思います。ぜひとも予算の中から工面して、各校 1 枚ずつ小樽市旗ぐらいいは置いておいてもらいたい。それで、小樽市旗をぜひともステージなりどこなりに飾っていただいて、小樽市民だという誇りを子供たちにぜひとも感じさせてもらいたいというふうに思います。たぶん何とかなるのではないですか。ぜひともよろしくをお願いします。

教育部長

今、御要望としてありました部分、当然、郷土小樽の子供たちの育成でありますので、十分検討していきたいと思えます。

委員長

自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

秋元委員

昨日に引き続きまして、一般質問で行いました防災に関連しまして質問させていただきたいと思えます。

地域防災マップの作成について

今回、この防災について質問するきっかけになったのは、ある町会の役員の方から、市から配布された防災マップが非常にわかりにくいというお話をいただいて、いろいろと調べた上での質問だったのですけれども、今回、市長の答弁の中でも、防災マップの作成に関しては、町会などから要望があった場合に必要な情報を提供するというふうに答弁をいただきました。一番の私の要望といたしましては、町会の役員は実際高齢化が進んでおりまして、支援員もまだ全町会に実際行きわたらないといいますが、希望されていない町会も多いという中で、実際その防災マップをつくるということに関しまして声をかけても、手を挙げてくる町会が少ないのではないかとこのように思えます。これは命にかかわることですので、ぜひ市から各町会なり中心になっている方々にお話をさせていただいてはどうかというのが私の希望なのですけれども、この点に関しましてはいかがでしょうか。

（総務）黒澤主幹

地域防災マップの作成ということでございますけれども、市長からも答弁いたしましたように、防災マップにつきましては、地域の実情に詳しい町会の方とか、そういう方が実態に即した防災マップをつくるということが必要ではないかとこのように私は思っております。災害時における共助という、助け合うという、そういう観点からも、地域における救出関係についても、地域で作成していただきたいというふうに思っております。

ただ、作成に当たって町会にお話をすることでございますけれども、町会長がお集まりになる席とかそういう場で、私も自主防災組織を立ち上げたところに地域防災マップの作成についてもお願いしてまいりたいというふうに思っております。

秋元委員

簡単にできるような問題ではないというのは十分承知をいたしておりますし、本当に御苦労もこれからおかけすると思えますけれども、もしかしたら数年かかるかもしれませんけれども、ぜひ小樽市全町会が自分たちの避難場所はここだという、また、住んでいる方々が本当に何かあってもここにすぐ避難できるという共通の認識を持てるように、一日も早くこの防災マップができればと。そのためにお力をぜひおかりしたいと思えますので、よろしくお願いいいたします。

メール 119 番について

続きまして、在宅虚弱老人通報システム事業ですとか、聴覚・音声・言語機能障害者に対する取組について、その中でメール 119 番通報システム、このようなシステムを活用しているというお話がございました。このメール 119 番通報システムの内容と、現在申し込まれている方の人数もわかりましたらお知らせ願います。

（消防）警防課長

このメール 119 番のシステム内容でございますけれども、これにつきましては、小樽市内に居住又は通勤・通学される方で、聴覚等に障害のある方でメールを活用して 119 番通報したいという方の中から、私どもの方で、聴覚障害のある方や、あるいは高等聾学校等にもどんどん申し込みませんかということで働きかけをいたしまして、現在、その登録数は全部で 78 名。一般の方は 7 名、高等聾学校の方は 71 名。このメール送信につきましては、あらかじめ統一していただきますので、私どもの方に御本人から携帯電話のメールで発信していただいて、消防本部通信指令室で受報するというようになっております。

秋元委員

市長の答弁の中で、平成 17 年 11 月より開始された施策とありましたが、実際 17 年から運用されて、メールの 119 番通報システムを使った災害ですとか火災ですとか、そのような通報のメールはありましたでしょうか。

（消防）警防課長

現在のところおかげさまでと言っていいかわかりませんが、通報件数はまだない状況です。

秋元委員

正直言うと、1 件もないのが一番ありがたいと思います。

聴覚障害者専用ファクスについて

このメールを使った通報システムは非常にすばらしい内容のものだと思いますし、まだまだ聴覚障害の方で申し込まれていない方もいるかと思いますが、ぜひ障害を持たれている方にも安心して住んでいただける小樽市にしていきたいと思います。また、これまでファクスによる対応もされてきたという答弁をいただきまして、実際そのファクスについても若干伺いたいのですが、ファクスによる通報システムはどのような内容なのか。また、その運用に当たってどのような結果といいますか、これまで火災等に使われたのかどうかお知らせください。

（消防）警防課長

聴覚障害者専用のファクスにつきましては昭和 62 年 10 月から開始しております。現在、67 世帯の方が登録されている状況となっております。

このファクスを活用しての通報関係ですが、実はこの何年かの間で 14 件の通報がございます。そのうち 1 件はいわゆる誤報で、残りにつきましては救急の要請で、ぐあいが悪いということでの要請でございました。このファクスによる火災の通報は過去ございません。また、このファクスは実は聴覚障害の方の御自宅に、火災です、あるいは救急ですというペーパーを事前に送信させていただいております。救急の要請であれば、救急ですということでのファクス送信をすることになっておりまして、通信指令室で受報いたしましたら、何時何分に救急要請のファクスをいただきましたので、ただいま救急車が向かっておりますというような内容をこちらから送信するというやりとりとなっております。これについては今後も十分に活用してまいりたいと思っておりますのでございます。

秋元委員

ファクスやこのメール 119 番受信通報訓練をこれからも行っていただきたいと思います。

緊急告知 F M ラジオについて

これは提案でございますけれども、倉敷市の F M くらしきというところが中心となって、緊急告知 F M ラジオというものを開発されたという記事がありまして、この緊急告知 F M ラジオというのは、従来の防災行政無線ですと 1 台数万円もする非常に高価なものだったのですが、この F M くらしきが開発した緊急告知 F M ラジオは、緊急時だけ電源が入るような形になっているようで、大音量で情報を流したり、ライトも同時に点灯したりですとか、聴覚障害の方にも非常に便利で、災害時に有効的に活用されるのではないかと実験も既にされているそうです。1 台 8,000 円は安いものではないですが、ぜひとも今後研究していただきたいと思います。

また、この緊急告知 F M ラジオですが、小中学校ですとか保育所などの小さい子供や学生が通うような施設にも、

1 台ないし数台配置できるよう今後ぜひ御検討、また研究していただければというふうに思いますが、この点はいかがでしょうか。

（総務）黒澤主幹

緊急告知FMラジオが倉敷市にあるということで、その内容ですけれども、この通報の中には受信する何かがありまして、もし災害が起きた場合、自動的に電源が入って、大音量の放送が鳴ってライトもつくというような、そういうFMラジオということをお聞きしております。また、これについては要援護者施設や自主防災組織にも配備しているということも聞いております。ただ、その詳しい内容、システム、その他費用についてはこれから研究していきたいと思しますので、その辺了解していただいて、今後そういうシステムについてちょっと研究させていただきたいというふうに思っております。

秋元委員

ぜひ研究して実施できればというふうに思っております。

避難施設の小中学校の開錠について

今度は避難に関することですが、避難施設の小中学校の開錠について、この間の市長の答弁では、近くに住む市の職員がかぎを持っていて開錠するようになっているというお答えをいただきましたけれども、実際、今、民間の警備会社などですと、入り口の横にボックスがついておりまして、暗証番号を入力すれば開くようになって、中にかぎが入っている。このようなものもあるそうでして、実際、市の職員の方々がすぐたどり着けないような場合も含めまして、小樽市の小中学校でこのようなボックスみたいなものがあればお知らせください。

（総務）黒澤主幹

市長の答弁にもありましたように、近くに居住する市の担当職員が開錠するという形になっております。今、こちらの小中学校41校ございますけれども、それらについての開錠につきましてはお話ししましたとおり、すべてかぎによる開錠という形になりまして、警備会社の機械警備も入っておりますので、その機械警備を解除いたしましてマスターキーとかそういう形のキー、カードキーとかありますけれども、そういうもので開錠するというシステムになっています。これにつきまして全校そういう形になっており、暗証番号で開錠というのは、今行っておりません。

秋元委員

防災に関しましては本当に奥深いものがあって、簡単にできないというふうに思っております。また、機会もございましたら質問させていただきたいと思しますので、よろしく願います。

斉藤（陽）委員

全国学力・学習状況調査結果の公表について

平成19年度の全国学力・学習状況調査、この調査結果に関連して伺いたいと思います。

本市の教育の現状を把握してどこをどのように改善するかということを考えるためには、非常にこの調査結果というものが役立つものと思っております。教育長の答弁は、各学校の平均点、それから順位等を明らかにした結果の公表については、序列化や過度の競争が生じるおそれがあり、また、今後の調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるので、文部科学省の通知でできないのだという趣旨だったと思うのですが、この通知というのはいつ出されたもので、どのような内容だったのか、簡単にお知らせいただきたいと思います。

（教育）指導室長

学力調査の公表にかかわる通知についてですが、全国学力・学習状況調査の実施要領に定められておりまして、これは平成19年6月20日に出されております。

斉藤（陽）委員

その内容というのは、おおよそどういうものですか。

（教育）指導室長

学力調査の結果の公表については序列化や過度の競争につながるおそれがあることから、実施要領の中で、都道府県教育委員会は個々の市町村名、学校名を明らかにした公表は行わない、また、市町村教育委員会は個々の学校名を明らかにした公表は行わないと示されております。

斉藤（陽）委員

ということは、各市町村単位の正答率も公表できない中に含まれるというふうな理解でよろしいですか。

（教育）指導室長

市町村ごとに平均正答率を公表しますと市町村ごとに比較することができまして、序列化につながるおそれがあるということで、平均点の公表はできないものとらえております。

斉藤（陽）委員

それで、教育長答弁にもあったのですけれども、本市の状況は全道とほぼ同様というふうな押さえで、簡単に言いますとそういうことなのですね。ただ、結果については真しに受け止めて指導の改善等に当たっていききたいというようなお答えをいただいているわけですが、この全国、全道との相対的な比較ができない、手と足を縛られたというか、非常に我々ももどかしい思いをしているわけですが、そういう市町村ごとの正答率などで相対比較ができないということで、せっかくの調査結果が非常にわかりにくくなっているのではないかと。さらに市民にわかりやすく知らせられないという、そういった状況で、小樽市の教育を今後こういう部分をこう直すというようなことに本当に具体的に役立つのだろうかというところで非常に疑問が出てくるのですけれども、この点について教育委員会はどのようなふうにお考えでしょうか。

（教育）指導室長

本市の結果の公表にかかわって、委員がおっしゃるように結果の公表の広報の内容とか方法については市町村に判断が任せられているのですが、先ほどお話ししました縛りがあるものですから、学力向上検討委員会でこの公表についてどうやって扱うかということでかなり検討しました。その中でどこか先行事例があればいいのですが、どこもそういうようなことが初めてなものですから、道教委の指導などを受けながら、これまでも本市があおばとプランで示して確かな学力の向上の育成に取り組んできておりますので、その中でも昨年度も本市独自に学習状況調査をして、実態把握をして、そして改善に取り組んできている。その一環として今回は全国学力・学習状況調査をやった。それで、あくまでも実態をとらえて指導方法の改善に生かしていくこと、そこを重点にしようとする。ですから、全道、全国と平均点を比較するのではなくて、どこに課題があってどういうところを直していかなければいけないのか。まずそういう分析をしようということで、今回 80 パーセント以上の設問、それから 60 パーセント未満の設問ということで、特に課題のある設問について分析を詳しくして、指導方法の改善に向けて取組を示したところであります。

斉藤（陽）委員

確かに非常に縛られている中でできる限りのことをやろうという努力は認めるのですけれども、この相対比較ができない、全国の状況があって全道の状況があって小樽市がある。実際こういう部分を直そう、こういうところが実態として弱いのだと把握する上でもそういう比較ができないのが、非常に表を見ていても、結果を見ていても我々も大変だったのですけれども、そういった部分で今回の調査結果、小樽の子供たちの豊かな学びをなくむためにということで昨年 12 月に発表されたこの報告概要、調査結果概要に載っている範囲でわかる限りで、あと道教委で発表している全道の状況というのがありますので、それをちょっと比較をしながら、わかるところまで具体的にお聞きしてみたいというふうに思います。

具体的に小学校の国語の A・B、算数 A・B、さらに中学校の国語の A・B、数学の A・B とあるわけですが、試しにひとつ中学の数学の A というところを例にとって比較をしてみたいのですけれども、中学校の数学の A について道教委から発表されている全国の平均正答率、中学校の数学の A は全国では正答率が 71.9 パーセント、全道の平均はこれより 3.3 ポイント低いのですが、68.6 パーセントになっています。

それで、正答率の分布というのが、また道教委から発表されています。80 パーセント以上正答した数。全体で設問数が 36 問あるのですけれども、80 パーセント以上できている設問が全国のところでは 13 問。全国は 13 問 80 パーセント正答していますね。全道は 9 問、80 パーセント以上というのより 4 問少ないですね。小樽はどうかというと、ここに発表されていますけれども、小樽の場合は 6 問です。全国 13 問、北海道 9 問、小樽は 6 問。80 パーセント以上できた設問は小樽の場合、全国の半分以下ですね。それから、80 パーセント未満で 60 パーセント以上、中間の正答率、この設問が全国の場合は 18 問、全道が 19 問。小樽の場合が、引き算すると出るのですけれども、16 問あります。ここではそんなに差はない。18、19、16 ということで、全国、全道、小樽、小樽は若干少なくなっている。ここが一番大事なのですけれども、60 パーセント未満しか正答できなかった設問、これが全国は 5 問しかないのです。60 パーセント未満の部分では全国は 5 問、北海道でも 8 問。ところが、小樽市の現状はどうかというと 14 問もあるのです。全体の 3 分の 2 以上、36 問中 14 問は 60 パーセント未満しかできていないという非常に厳しい状況があります。この 3 分割の 80 パーセント以上できた設問の数、それからその 80 から 60 の間の設問の数、それから 60 パーセント未満の設問の数、この 3 分割を当てはめて全国、全道、小樽を比較しますと、明らかにこの全道の平均正答率 68.6 パーセントよりも小樽市の方が低いのではないかと、この結果、設問数から見る限り、明らかに 68.6 よりも結構低いというふうに私は思うのですけれども、まずこの辺で御意見を伺いたいと思います。

教育長

今、数字をかなり詳しく説明していただいたのですが、実は北海道の平均の中に政令都市である札幌市も入れてその数値が出ているのですが、政令指定都市、それから中規模の市の場合、さらには複式へき地の場合ですとかいろいろな分類もありまして、それからしますと札幌市が御承知のように国のレベルよりもちょっと高めになっておりますので、札幌市を抜かすと、今、数字について説明していただいたのですが、全道残りの市町村はかなり数字が低い状態でありますので、そういう数字も勘案しまして、私どもは北海道とほぼ似た数値だというふうに判断したところでございます。

ですから、今いろいろな数字は出ているのですが、そういう押さえで分析したところでございますし、大変わかりづらいところはあるのですが、私ども教育委員会には指導主事が 5 名いますし、研究所所員もいますので、後志で例をとりますと町村で分析できるところはほとんどないのですが、小樽の場合にはそういうことで人的に恵まれて、そこまでまとめることができましたので、具体的な例で今のような御指摘がありましたら、またいろいろ言っていたいただければと思っております。

斉藤（陽）委員

全道に比較してかなり数学の、これは今言ったのは基礎的な分野の基礎・基本にかかわる知識、技能という、そういう部分で本市が、全国は言わずもがな、全道レベルよりも結構立ち遅れていると、相当の改善が求められる分野だというふうにとらえなければならぬと思います。

その中で、ではこの本報告の中でどうとらえているかということ、これの 36 ページの数学 A のところの中段の囲みの部分がそこを表していますけれども、前半は数学 A、知識において正答率 80 パーセント以上は 36 問中 6 問であり、正答率 60 パーセント未満は 14 問であったと。これは数字を言っているのですが、その後段のところ、正答率の度数分布は全道の状況とほぼ同様な形状を示しているが、全国の状況より正答率の高い生徒数が少ない傾向が見られる。いわゆる学力の二極化があるとは言えない。非常に冷静というか、穏やかというか、あまり大変だよと、これは危機的意識を持って頑張らなければならないのだという思いが、この客観的な記述からはちょっと読み取り

づらい。非常に危機感がないまではいきませんが、相当大変な状況なのだけれども、これだけ読んだだけでは相当大変だとあまり思えないというふうに見えるのですけれども、この状況認識についてどのようにお考えでしょうか。

（教育）指導室長

分析のこの表現等についてですが、表現上はこうなっておりますけれども、かなり危機を持って対応しているところでございます。全国の状況、都道府県の状況を見ますと、北海道は全国でも御承知のとおり下位に位置している。その北海道とほぼ同様の状況ということで、全国的に見ますとかなり頑張っていかなければいけない状況にあるということです。

それから、先ほどの委員の御質問にあった教育長の答弁で、全道とほぼ同様な傾向が見られておりますということでお答えしていることについてですが、確かに委員の御指摘のとおり、本市の状況を全道と比較すると正答率 80 パーセント以上の設問が全道より少なく、60 パーセント未満の設問が多い傾向にあります。ただ、市や学校の全体的な学力の状況につきましては、度数分布の形状とか、それから設問別の調査結果などから総合的に検証する必要がありまして、本市の昨年度実施しました学習状況調査でも同様という定義が、統計学上マイナス 5 パーセント以上プラス 5 パーセント未満、これを同程度とみなすということで前年度も同じような統計処理をしております、このようなことを踏まえまして、今回の調査結果の平均正答率についてもこの範囲内であるということから、北海道の結果とほぼ同様というような表現をさせていただいております。

教育長

斉藤陽一良委員がおっしゃいましたように、結果については大変重く受け止めております。それで、先日本答えたように、結果としてその文章よりもさらに厳しいと思うところにつきましては、学校に直接入りまして私どもの指導をいたしているところございまして、その指導を踏まえて、それぞれの学校で授業改善にという考えに立っているところでございます。

斉藤（陽）委員

今のプラスマイナス 5 ポイントでしたか。プラスマイナス 3 ポイントではないですか。

（教育）指導室長

5 パーセントで 5 ポイントです。

斉藤（陽）委員

それで、表現についてちょっとしつこいようなのですが、50 ページに数学の A・B についての結果のまとめといいますが、分析が 47 ページからありまして、数と式、それから図形、数量関係それぞれに分析した上で、最後に（ 2 ）として調査結果の主な特徴ということで、50 ページの最後のところにあるわけですが、その表現なのですが、数と式のところで黒四角、黒丸、白丸とかいろいろ記号が頭についていまして、それでどうこうというのがありますが、この中で要するに黒四角が非常に大変ということなのです。表現を見ると、特に課題が見られるという黒四角が二つありまして、それから単に課題があるという表現の黒丸が 3 項目ある。この課題があると、特に課題が見られるの表現の違い、意味合いのニュアンスの違いというのをちょっと説明していただけますか。

（教育）指導室長

大変細かなところを見ていただいてありがとうございます。この黒丸と四角い記号の違いについてですが、おっしゃるとおり四角いところについては特に課題があって、全国の状況と比較した場合にかなりここが落ち込んでいます。もっとこの指導改善に力を入れていかなければいけないというところでございます。黒丸については、それほどでもないけれども、やや落ち込んでいるので力を入れていかなければいけないということで、白丸については相当数ができているということで表現させていただいております。

斉藤（陽）委員

多くの保護者あるいは我々もそうで、議員とか一般市民に、特に課題が見られるという表現と課題があるという表現とそのニュアンスを本当に熟読が興味して、相当これを読んで、やっとああそういう意味でそういうふう書いているのかと、しばらくたってわかったぐらいのもので、一般市民がさっと見てわかりやすい表現にできないのかと。もっと次回から来年の分析といいますか、来年度の調査結果を公表する場合には、もう少し市民にわかりやすい表現を、国の縛りがあるから大変でしょうけれども、工夫をしていただきたい。これではなかなか読みきれないというか、非常にわかりづらいという気がしますので、その改善をお願いしたいと思います。

（教育）指導室長

この報告書については校長会議等で詳しく説明して、この記号の意味等についても十分説明して、各学校での読み取りに生かしてくださいということによってやっておりますが、今、委員の御指摘のとおり、市民の方にもわかりやすいということによって今後の改善に取り入れていきたいと考えています。

斉藤（陽）委員

学習サポートについて

最後に今、いろいろ新聞等でも言われていることですが、学習サポート。放課後あるいは長期休暇中のいわゆる補習ですね。これの実施について、今、中学校の数学のAのところしかやっていないのですが、各分野にわたって私これをやってみたのですが、結構大変な状態なわけですね。そういう状態の中でいわゆるちょっと進路が遅れたなという子供たちに対するサポートといいますか、放課後あるいは長期休暇の学習サポート、これは前の委員会でも取り上げましたけれども、全道、小樽、非常に遅れていると、行われていない、取り組まれていない実態もありますので、何とか工夫をしてこのサポート体制、補習の機会を子供たちにきちんと確保することをお願いしたいのですが、教育委員会の今のお考えを伺います。

教育部川田次長

全国学力・学習状況調査の関係でありますけれども、確かに北海道の状況としては全国と比較して思わしくない状況に来ております。私たちもどういうふうにしていったら子供たちの学力が上がるかということやはり大きな課題として受け止めておりますので、全道的にどういう形で行っていくのかということも含めて調べなければならないと思っています。

もう一つは、北海道の事業で、今回の学力・学習状況調査につきまして、退職された教員を学校のサポートとして充てていくという事業がございますので、それには私どもの学校も何校か応募をして、地道な取組になると思っておりますけれども、一歩ずつ学力を上げていくためには、教育委員会の中でもどうことができるかを含めて検討していきたいと思っています。

斉藤（陽）委員

私どもも視察をさせていただきまして、先日、東京の近くの都市の学習サポートの現地へ見に行ってきたのですが、中学校3年生の進学を前に控える子供たちに特に力を入れてやっているということでしたが、ただ、それはボランティアといいますか、そういうやってくれる人がなかなか見つからないとか、謝礼の部分とか、ほとんどただ同然でやってもらわなければならないとか、非常に難しい問題もあるというふうなことでした。先ほどの学校の取組としての学習サポート、補習の問題、今、答弁の中に入っていなかったようなので、もう一度お願いします。

教育部川田次長

学習サポートということで、今のお話ですと、学習ボランティアみたいな形で、各学校に配置できないかというお話だと思います。それで、私たちもその学習支援ボランティアについては、いろいろ今、検討しているところがございますけれども、現在、ボランティアとして行われているのは、例えば学校の表の植樹だとか、それからスキ

一学習だとか、そういったことについては行われております。あと今、お話のあるような学習支援についてはまだ検討してはおりませんけれども、それも含めてどういった形でその学習支援ボランティアとして行っていくことができるのか。当然費用の問題もありますので、どこまで財政的な部分がカバーできるのかも含めて、それについては検討してみたいというふうに思っています。

教育長

ボランティアにつきましては、今、次長が答弁したように、これから考えていくべきものだと思いますが、今回又は前年度の到達度調査でもそうでございますが、ボランティア以前に、まず私どものつくりました事業改善のための手だてを学校それぞれがまず取り組んでいって、それとともに例えばサポーターがいるのであれば、相乗的な効果を高めていくということが何よりも大事だと思うのです。

ですから、今、子供たちが落ち込んでいるところをいかにして現体制できちんと指導していくかというのがまずあって、それと同時に次長が申し上げたような方法もまた視野に入れながら、とにかく子供たちの学力をつけて自信を持って生活できるように、そういう思いで取り組んでいかなければならないと思っています。

斉藤（陽）委員

私の今の質問の趣旨は後段で教育長がおっしゃっていた方に近いので、そういう学習ボランティアのような形もあり得るけれども、むしろ放課後や長期休暇中の現学校の中での補習、学習サポートの体制、そういったものをぜひ構築をしていただきたいという趣旨ですので、よろしくお願いします。

委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

佐々木委員

財政健全化計画について

一つ目は、財政健全化計画についてです。

財政健全化の見直しを一定のめどをつけてやるべきだという質問に対し、見直しについてはいろいろな調整作業を行っているということの中に、平成 20 年度予算を踏まえて 24 年度において一般会計の累積赤字を解消する目標を堅持しながら、計画上の収支の見直しを行っておりますと、こういうふうに答弁いただきました。調整のでき次第示したいと考えておりますという答えでした。各委員の方からもこの問題についていろいろ出ている、整理をさせていただきたいのですけれども、計画上の見直しとありますが、今、何をどのように調整しているのか。調整作業の中身について聞きたいと思います。

それで、私の方で持っている資料は共通のもの、例えば小樽の財政健全化計画の一般会計ベースにおける、この資料が財政にもあるのだらうと思いますけれども、それに触れてまた質問いたしますので、今やっている作業について伺いたいと思います。

（財政）財政課長

今、御質問のあった財政健全化計画につきましては、平成 18 年度地方債制度が許可制から協議制へいく際に、小樽市は 17 年度決算において一定の率を超えた赤字額、当時限度額が 11 億 560 万円だったのですが、17 年度決算において 14 億 871 万 4,000 円の赤字があったことから、財政健全化計画を策定したということです。起債の許可条件として財政健全化計画を策定して自立しなさいということでしたので、そのときの国の通知から 7 年度以内に累積赤字が解消されるような計画を策定し、毎年度財政健全化計画の状況を見ながら起債が許可される、そういうことで制度改正があったことにより策定したものでございます。

その中で、今、委員からありましたように収支計画の部分とかもございまして。それで 20 年度予算を今、皆さんに御審議いただいているわけなのですが、その部分も昨年 3 月に立てたときと状況が大きく変わってきております。

それで、そういう部分の見直しについて今やっている最中でございます。

佐々木委員

この計画をベースにして進めているということで、この 3 ページのところ収支計画という部分がありますね。これが中心となっている、こういうことで理解していいですか。

（財政）財政課長

まさにそのとおりです。

佐々木委員

それで、こここの部分でいきますと、具体的に言いますと、平成 18、19、20、21、22 年度もうずっと並んでいますけれども、確かめておきたいのですけれども、各年度は当初予算ですか。それとも決算の部分も含まれているのですか。

（財政）財政課長

この計画は平成 19 年 3 月に策定し、皆さんに説明したところですが、当時の状況から言いますと、18 年度数値につきましても決算数値がまだ出ておりません。ですから、当時把握できる数字でもってここの数字、予算額が中心になりますけれども、この数値で見えております。19 年度のところの数値につきましては、3 月ということもございまして、皆様方に 19 年度の予算を提案している最中でしたので、その数値、又は骨格予算ということもありまして第 2 回定例会の部分を加味しながら数値を置いています。20 年度以降の数値につきましては、この 19 年度の予算ベースの数値を基に試算したものでございます。

佐々木委員

そうすると、今、調整作業をしているということは、この収支表に上げる数字を調整しているということでしょうか。そして、中身の部分についてお願いします。

（財政）財政課長

今議会と昨年第 4 回定例会の議会でもありましたように、平成 19 年度で言えば普通交付税の額ですとか、これは予算数値と比較しますと 3 億 3,000 万円程度予算割れをしました。そういう部分のかい離ですとか、20 年度今回の予算と比較しますと、地方税の部分で当初昨年の予算額と比較しますと 3 億 7,500 万円程度削減で見込まざるを得ない状況。それらのものを加味しながら今、収支計画を策定している最中です。

佐々木委員

この辺のところの計数整理という部分になるのか、また、この調整作業については、今定例会の終わるあたりにはできるのかというふうに思うところですが、そのめどは。

財政部長

連日、作業を詰めておりますので、何とかこの予算特別委員会の開会中に間に合うように出す方向で、今、作業を進めているところでございます。

佐々木委員

御苦労さまです。非常に明確な答弁と思います。

いろいろな言葉のやりとりの中で財政規模というのがベースになっていますね。それで、一般会計ベースだといろいろありますけれども、いわゆる小樽の財政と申しますか、財政規模という表現の部分の押さえ、そここのところを教えてください。

（財政）財政課長

今、委員からありました財政規模、正確に言うと一般的に標準財政規模という言葉で使われております。それで、この標準財政規模というのは、中身を構成しているのは、地方交付税と市税、市税でも目的税の都市計画税とか入湯税は除かれるのですけれども、一般的な市民税とか固定資産税、たばこ税とか、そういう部分と地方交付税を合

わせた額が一応標準財政規模という認識でいただければと思います。それに対していろいろな財政指数を出すときに使われるのですが、要は今の市税とか固定資産税とか地方交付税とか、一般的に毎年入ってくる自由に使えるお金、それに対するいろいろな公債費とか、借金を返していく部分とか、あとそのほかの計数を出す際に使うときに用いられているものでございます。

佐々木委員

小樽の標準財政規模を、年度別でお知らせいただけますか。

（財政）財政課長

今、持っている数字、直近4か年というか、平成17年度を含めましてお答えしたいと思います。

先ほどお答えする際、ちょっとはしまった部分がございます、その財政指数を出すときに標準財政規模と一般的に言っていますけれども、今ある財政指標を出すとき、この標準財政規模に臨時財政対策債部分が、要は普通交付税からよく追い出された部分といたしまして、その部分を足し込んでいろいろな指数を計算しております。それで、従前から再建団体に用いる部分という議論のときもありましたけれども、そのときの出す指数についてもこの臨時財政対策債を足しておりますので、その額で申し上げます。

16年度が約334億円、17年度が約327億円、18年度が約323億円、19年度約319億円となっております、ちょっと漸減状態といいますが、そういう状況でございます。

佐々木委員

それをベースにして話を進めたいと思いますけれども、問題は実質赤字比率と、それから連結赤字比率の関係で早期財政再建基準というものが設けられていますね。それで、確かめたいと思いますけれども、小樽の場合も早期健全化基準で合わせますと、実質赤字比率というのは小樽規模で言いますと何パーセント、それから連結実質赤字比率に直すと、小樽規模で言うとなら何パーセントですか。

（財政）財政課長

今の御質問は、国で出している財政健全化法の中で言っている標準財政規模に対する割合の中での数字かと思いますが、早期健全化基準で申し上げますと、実質赤字比率は小樽の財政規模からいきますと11.7パーセントでございます。11.7パーセントというのが総体の標準財政規模、先ほど言いました数字の額が大きいものですから、その比率で割っておりません。それから、もう一つの連結実質赤字比率は、小樽の標準財政規模からいきますと、前回の比率が16.7パーセントになっております。

佐々木委員

それで、従来から小樽の連結実質赤字比率が16.7パーセントを超えているということがわかりました。ちなみにこれも含めて、今後にかかわる部分だと思いますので、この間1億円の除雪の関係もありましたけれども、平成19、20年度予算ベースでこの連結実質赤字比率は幾らになるのでしょうか。

（財政）財政課長

平成19年度の予算書の補正予算ベースで試算いたしますと、連結実質赤字比率は20.2パーセントでございます。それと、今回提案させてもらっております当初予算ベースで試算いたしますと、18.0パーセントでございます。

佐々木委員

今度出てくるいわゆる健全化計画の中には、そういうたぐいのものの表記はありますか。

（財政）財政課長

先ほどの話にちょっと戻ってしまうのですが、当時平成19年3月につくりました財政健全化計画につきましては17年度に赤字が一定の率を超えているということなので、その部分での解消計画というふうになっております。そのときに必要な項目として、今のような健全化計画を策定して道に提出しておりますので、今回の新たな財政健全化法の関係につきましては、国の法律で言えば19年度決算から公表、20年度決算から早期健全化比率とか財政最

低基準の比率を適用していくということなので、今のところは委員から御質問があった健全化計画の中に盛り込む予定は考えておりません。

佐々木委員

学校給食について

次に進みます。次は学校給食の関係で伺います。そのうちの学校給食費についての現状と今後ということで質問していきたいと思います。

最初に、学校給食費の児童・生徒 1 人当たりの給食費の内訳、これをお知らせください。

（教育）学校給食課長

給食費の現状でございますけれども、月額金額を申し上げますと、小学校の低学年は月額 3,300 円、高学年は 3,400 円でございます。それから、中学校の 1 年生、2 年生は月額 4,100 円、3 年生は 3,900 円でございます。

内訳といたしましては、小学校低学年の 1 食当たりの単価は 208 円 42 銭で、高学年は 214 円 74 銭とになっております。それから、中学生につきましては、1 年生、2 年生、3 年生それぞれ 258 円 95 銭という内訳でございます。

佐々木委員

諸般の事情でいろいろと物価上昇だとか取り巻く情勢の中で、現状では維持しているということで理解してはいますが、こういう状況の中にあつて努力している点についてお知らせください。

（教育）学校給食課長

前回の給食費の改定は平成 11 年度でございまして、現在まで据置きで来ております。いろいろ食材の選定でありますとか、献立の工夫でありますとか、なるべく給食費の執行を適正に、またかつ品質を保ちながら、安価にできるように配慮しながら進めてきているところでございます。

佐々木委員

そこへ持ってきて、いろいろな環境から、より安全で安心な給食が求められています。それに対応してどんな対策をとったり努力をしているのですか。

（教育）学校給食課長

より安全・安心な給食ということで、例えば先ほど申し上げました食材の選定につきましても、運営協議会の中の物資選定委員会というところで選定をいただいて、それを基に活用していくという中身でございますけれども、そうした中にあつても選定の要項で基本的な考え方、例えば生鮮食品であれば国産品でありますとか道産品でありますとか、肉類であればこういう内容でというように基本的な考え方を決め、そしてまた、見積合わせを大体年間 10 回、夏・冬休みの関係がございまして、そういった期間を抜いて毎月行っています。その中にはなるべくできる範囲で校長、教員の方、保護者の方、それぞれで分担して参加をしていただきまして、実際に試食できるものは試食をしながら、いろいろな面で品質や価格といったものを検討しながら、物資の選定を進めているところでございます。先般の件もございましたので、より一層安心・安全な食材の選定ということを考えまして、これからも進めてまいりたいと思っているところでございます。

佐々木委員

いろいろな検討をされているのですね。それで、パン食と米飯に分けていますが週でどういうふうに分けているのですか。

（教育）学校給食課長

現状、パンについては、小型のパンも含めて週 3 回でございます。それから、米飯については 2 回になっております。

佐々木委員

これは変わらずいくのかというふうに思うのですが、過日こういう情報が入りました。小麦粉が高いとい

うことで、米の粉を使ったパンをつくって、提供しているという情報があったのですけれども、本当に小麦粉の高さというのは、道産の小麦を使うと、どんどん上がるのだらうと思いますが、そういうことで米飯給食の方にシフトしていくことが望ましいというふうに私自身は考えるのですけれども、その辺のところは給食懇談会を含めて検討会をしていると思うのですけれども、今、小麦粉に頼らないというような動向もありますのでこのパン食と米飯給食の中身について少し検討してみたらどうかと思うのですが。

（教育）学校給食課長

パンと米飯の関係でございますけれども、学校給食費の関係と、それからまた、今お話のありました給食内容というのは関連がございます、運営協議会の中で検討をいただいて、そして私ども教育委員会に答申をいただいているという、そのような内容の中で決定して進めさせていただいております。私も先日の検討委員会などの議論を聞いておりましたけれども、米飯を週 2 回から 3 回に、そういった御意見も一部にございました。最終的には今年度の運営協議会での議論はまだ具体的に出ておりませんが、今後、仮に例えばそういった内容での方針について議論をしていただくとすれば、どのように実現していくか、今後において検討していかなければならないというふうに考えております。

佐々木委員

それでは、質問を変えます。

オタモイ共同調理場の民間委託について

オタモイ共同調理場の委託事業の 2,700 万円が計上されています。この提案に至る経過について説明をお願いします。

（教育）学校給食課長

オタモイ共同調理場の民間委託等の関係でございますけれども、この間、調理場運営委員会、また教育委員会等で審議をしながら、民間委託それからまた新光共同調理場との統合、そういった観点での方針を決定いたしまして、それに基づいて進めてきたところでございます。

今回の委託についての目的でございますけれども、今の小樽市の学校給食の現状でございますけれども、職員につきましては、今後、数年間で大多数の職員が退職を迎える、そのような年齢構成になっている現状がございます。そしてまた、財政健全化を進めているという現状もございます。今回この学校給食の調理業務の委託に当たりましては、こうした背景も踏まえながら、小樽市の学校給食の基本的な考えであります安全で安心で、そうした取組の実現を今後も安定した体制で確保していきたい、そのような目的でございます。

佐々木委員

実際には、この提案では 8 月に施行になっていますね。私の方で気になるのは、この提案に至るまでの経過の中で、各方面といろいろと協議したという、話し合いをしたというような経過があるのかと、その辺のところも含めてちょっとお話を聞かせていただきたいと思っております。

（教育）学校給食課長

先ほど申し上げました調理場運営委員会において、基本方針を決定いただきまして、私どもの市の関係団体であります職員団体の労働組合でありますとか、昨年の段階では、学校の関係の皆様方ということで小中校長会、市 P 連、学校の教員の組合、実際にオタモイ共同調理場の関係校であります 11 校の P T A 三役の方々、それから学校での保護者への説明ということで、おおむね私どもの方針を話しながら、理解を得るように進めてまいりました。それからまた、冒頭申し上げました私どもの関係団体であります職員団体とも、そうした経過も踏まえて協議をし、同意を得てきたところでございます。また、こうした関係団体の中で「小樽市母と女性教員の会」からは御質問や御意見をいただき、さきに回答をしたところでございますけれども、今年になりましてからも、再度また御意見をいただいております。いずれにいたしましても安心・安全で安定した学校給食ということでいろいろな御意見をお聞きしておりますので、今後も私どももそういった御意見を真しに受け止めながら進めていきたい、このよう

に思っているところでございます。

佐々木委員

調理業務の委託ということありますので、委託料の内訳と、それから安心・安全な調理業務がこれで確保されるのかという部分についてお答えください。

（教育）学校給食課長

予算計上の金額の件でありますけれども、計上に当たりましては本市の指名登録業者 2 社から参考見積りを提出していただきました。その内容を検討して、所要の額を予算案として提出させていただいたところでございます。内容につきましては、おおむね人件費等相当分が 8 割強、それから一部消耗品の経費などがございまして、そういった経費、それから事務管理経費などを合わせて 2 割弱という、そのような内容でございます。

それから、安心・安全な学校給食についてですが、過日のマッシュルームの件もございました。いろいろな要因が重なったこともございますけれども、私どもの調理場の関係でも検食時間の設定でありますとか、学校での連絡体制など一部不十分な点がございました。当面 2 月 8 日からの検食時間の繰上げとか、学校の検食体制についても徹底していただくように、既に取り組み中でございます。また、こうした急な食材の異変に対しましては、より対応できるようにさらに必要な事項を検討していきたいというふうに思っております。特にこの件につきましては、主に管理部門の課題であったというふうにとらえており、特に今後進めていくオタモイ調理場の業務の委託化に直接影響を及ぼすものではないというふうにとらえておりますけれども、今回の件におきましても調理過程での食味検査の徹底なども既に行っております。こうしたことは委託した場合にあっても同様と考えておまして、安心・安全のために必要と考えられる事項は、直営で行っている場合も委託の場合にあっても同様に行っていきたい、そのように考えているところでございます。

佐々木委員

では、最後に聞きます。業者はまだ決まっていないと思うのです。大事なことは、この業者選定に当たって基準づくりがポイントになるかというふうに思っているのですけれども、その辺の基準づくり等についてはできているのですか。

（教育）学校給食課長

今後の事業者の選定、それからその基準ということでございますけれども、新年度からの事業ということで、4 月以降にまず実施をしていくこととなります。当初は事業者を選定する委員会の設置、また、同委員会での評価基準等の決定などを進めていきたいというふうに考えております。そうしたことを経て、おおむね 4 月以降、3 か月ぐらいの期間において業者選定のプロポーザルを行いたいと思っております。

また、この選定基準については、選定委員会では日決定していただく事項ではありますけれども、事務サイドの考え方としましては、大まかに申し上げまして 5 点ほど想定をしております。学校給食の運営に対する姿勢として、委託業者の運営方針や私どもとの協議、対処の方法でありますとか、次に大きな点としては衛生管理能力がでございます。衛生管理の面では、異物混入や食中毒の防止策、従業員の研修、それから衛生検査、そういった面で衛生管理能力というのを見ていかなければならないと思っております。それからまた、業務の遂行能力、これは調理の作業工程や作業動線の作成能力、業務実施体制、集団給食でありますから、大量調理の受託実績、人材確保、そういった面でその能力を見ていかなければならないと思っております。それから、企業の信頼性ということでは経営状態や、営業の状況など、そういった面を見ていく必要があるかと思っております。それから、経済性という面では見積価格の適正さの問題や委託後の効率的な施設管理や消耗品の管理を図れるかなど多面的に見て、よりよい業者を選んでいきたいと、このように考えているところであります。

佐々木委員

特別支援教育業務について

最後の質問になりますけれども、特別支援教育業務経費として今回 514 万 2,000 円ほどが計上されています。これは継続より拡大事業として位置づけているというふうに説明を受けておりますが、ここに至る経過について、そしてそれを受けての現状について説明をお願いします。

（教育）学校教育課長

特別支援教育業務経費ということで 514 万 2,000 円を計上しております。この経費の内訳ですが、一つは従前から計上している子供支援部会の委員等の謝礼、これが 94 万 2,000 円。もう一つは、今回拡大部分として支援員の配置にかかわる経費が 420 万円ということで、合わせて 514 万 2,000 円の計上となっております。

経緯でございますけれども、平成 19 年から特別支援教育という制度がスタートしました。小樽市におきましては支援教育にかかわる子供支援部会や校内委員会、コーディネーターといったいわゆる組織づくりを進めました。これを受けまして、20 年度、この組織をベースにして支援員を配置して、一層そういう支援を必要とする子供たちに対して取り組んでいきたいというふうに考えております。

佐々木委員

わかりました。最初の方で説明を受けた部分については、こういう表記があるのです。5 校をモデル校としてスタートするということですが、5 校をモデル校にしたというその意味づけ、ここのところをお聞かせ願います。

（教育）学校教育課長

今回モデル事業として計上し、事業費としては拡大するというので、限られた財政事情の中でまずは進めたいということで、5 校でお願いしております。今、その支援員の配置につきましては、国においては交付税上 1 校当たり 84 万円を交付税算入しているということですので、まずその 84 万円という中で何ができるのか、どういう支援体制、勤務体制がとれるのかというのをまず実践、研究してみて、その中でこういう勤務体制がいい、あるいはこういう支援体制がいいというものを研究してまいりたいと思っております。

佐々木委員

そういうふうに継続し、拡大していくと、そのための条件整備をどうしていくのか、現在での課題や問題点があればそれを示して、今後どうするかを教えてください。

（教育）学校教育課長

まず、今後ということなのですが、平成 20 年につきましては 5 校でモデル事業ということなのですが、将来的には全校配置に向けて取り組んでいきたいという希望はあります。

それで、今、その課題という部分なのですが、組織体制づくりを今年度終えて、学校全体としてその子供たちをどういうふうに支援していくかという形で組織づくりがされたわけですが、実際その組織がきちんと機能しているか、支援の方法が適正であるかどうかということを再度見直ししながら、本当に子供のためにどういう支援をやっていくかということを考えていきたいと思っております。

佐々木委員

十分現場の声を聞きながら進めていただきたいというふうに思います。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 16 分

再開 午後 3 時 40 分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

平成会。

大橋委員

複式学級について

複式学級のあり方という問題でお尋ねします。前に複式学級で堺小学校の統廃合という部分、教育長とちょっと議論を交わした覚えがあるのですが、オーソドックスにお尋ねをしていきますが、まず複式学級を設置する場合に、こういうケースは複式学級にするとか、そういうのは何か基準というものがあるのでしょうか。

（教育）学校教育課長

まず、学級編制についてのお尋ねなのですが、まず一つの学級というのは同学年の児童・生徒で編制するというのが一つの基準であります。しかし、それに例外がありまして、小学校であれば引き続き二つの学年が 16 人以下である場合、その場合についてはその二つの学年を一つの学級で編制するということになっています。この場合、その二つの学年のうち第 1 学年を含んでいる場合は、8 人以下で一つの学級を編制することになります。中学校においては、引き続き二つの学年の生徒の合計数が 8 人以下である場合は一つの学級で編制することになります。

大橋委員

現在、小樽で複式学級を持っている学校はどこどこですか。

（教育）学校教育課長

現在、小樽で複式学級があるのは、忍路中央小学校、祝津小学校、豊倉小学校の 3 校でございます。

大橋委員

それで、それぞれの児童数と、そこに配置している教員の数というのはわかりますか。

（教育）学校教育課長

忍路中央小学校は 5 学級、祝津小学校は 3 学級、豊倉小学校は 5 学級です。児童数につきましては忍路中央小学校が 29 人、祝津小学校につきましては 22 人、豊倉小学校については 48 人となっています。

大橋委員

複式学級の教育を考えると、いわゆる学力の問題とかそういうことも協議されるのですが、通常、道内で複式学級というのは、へき地校であるというような押さえですから、そうするとへき地校の場合、若い教員が配置されて指導力不足が懸念されると昔から言われています。

それともう一つ、複式学級の場合に、1 人の教員が 2 学年を教えるということで、要は負担が半分、こちらを見たらあとの半分は別の学年ということになるのですが、そういう教育において小樽の場合には学力レベルとか、そういう部分でどんな影響が表れてくるのですか。

（教育）指導室長

複式学級における学力についてですが、複式になると少人数ということで、集団というよりもそれぞれの個の 6 年生が 2 人しかいないとか、そういう状況になりますので、なかなか集団の学力ということにはちょっととらえにくい面があります。今、委員がおっしゃるとおり、物理的に一つのクラスで異なる二つの学年が違う内容を学習するものですから、どうしても教員がかかると半分の力になってしまう。その中でやはり自学自習という訓練が必要になってくる。また、小樽の場合、ずっと複式学級がその学校にあればいいのですが、その学年の組合せによって複式になったり単式になったりということが出てきます。そこで、小樽の教員が複式の指導になれていけばいいのですが、必ずしもそういうような状況にないということが現状だと思います。

委員長

教員の数、言っていなかったですね。

（教育）学校教育課長

申しわけありません。教員のみ数字でお答えしますと、忍路中央小学校が 6 人、祝津小学校につきましては 5

人、豊倉小学校につきましては 6 人でございます。

大橋委員

個々の学力、それは個の問題だということで、これはなるほどと思います。今まで多くの子供たちがそういう小規模校から中学へ進学するのですけれども、中学はおおむね大きいわけですね。それで今までそういうような複式の学校からその中学へ行った場合に、どんな部分で問題があるとか、指摘されていることがあるのでしょうか。

（教育）指導室主幹

子供の状況につきましてはさまざまところがあるのですが、一つの例としましては、小学校のときに担任の教員から手厚く指導を受けているということがありまして、中学校に入るとなかなか担任からということも十分できない部分があります。それで、子供の方から何らかの自分に構ってほしいというアピールをするのですけれども、なかなかそのアピールの仕方がいろいろな行動があるものですから、中にはやはりちょっと特異な形で出てくるような、いわゆる問題行動的なところがある場合もございます。

大橋委員

今、担任から手厚く指導という問題と構ってほしいアピールという問題が提起されたのですけれども、確かに私も複式の学校に行ったときに強く感じる部分というのは、生徒と教員の密接度がすごいのです。本当にほほ笑ましいという感じで職員室の教員のところにじゃれに行っていますしね。それで、子供の情緒が非常に安定しているというイメージだったのです。中学へ行ったときにそのおっとりしたのがどうなるかという部分で、不安になると思っていたのです。ただ、おおむね私の周囲の先生は、意外に中学へ行っても、最初戸惑ってもすぐなれるから大丈夫という判断をしていたのですけれども、やはり問題になる子もいるということなので、この辺もちょっと詳しくお話しいただけますか。

（教育）指導室主幹

ほとんどの場合、委員のおっしゃるとおりですが、教員や子供たちもいろいろ大きい学校から来た子供とか複式のある学校から来た子供とかいろいろあるのですけれども、要するに来年中学校ですということで教員が中学校の所属意識を高めるということで、輪の中の一人として安定的な子供たちがおおむねなのですけれども、やはりその中で先ほども申したのですけれども、自分の主張の仕方とか、そのことについて、又はこういうふうにしてもらいたいだけでも、10 してもらいたいところがなかなか 7 ぐらいまでしかしてもらえなかったときに、もう少し構ってほしいというようなところで、なかなか対応しきれない部分があるかというふうに思います。

大橋委員

学校適正配置について

今、小樽の複式学級の問題についてお聞きしたのですが、今回、豊倉小学校から唐突に陳情が出てきたのです。陳情そのものについては学校適正配置の話ですから、そういう部分は論議しないのですけれども、ただ今回そのように唐突に何で出てきたのか。豊倉小学校からそういう陳情が出てくるような部分で、教育委員会ですそれを誘発するような何かきっかけ行動、発言とか、そういうことがあったのか。又はどういう背景の中で陳情が出てきたのか、何かお聞きになっている部分があるのか、その辺はどうなのでしょう。

教育部川田次長

私どもも、今回、豊倉小学校の地域の方からそういう陳情が出てきたということで、ちょっとびっくりしていると申しませうが、まだ市教委として計画案も骨子もまだ一切示していない中でというふうに思っております。ただ、市民を交えた検討委員会の答申をいただきまして、その答申を市民向けに全戸配布にて対応いたしました。その中には複式学級の解消についてはうたっておりませんので、推測でございますけれども、豊倉小学校について、そういう企画等が取り上げられて、陳情というふうになっているのだらうというふうに思っております。

大橋委員

それで、適正配置についてこういうスケジュールでいくのだというようなことについては発表されていますけれども、もう一度改めて適正配置の方法を、時間的な経過としてこういう手順でいくのだという部分を教えていただきたいと思います。

（教育）山村主幹

今後の学校規模、学校配置の検討スケジュールということで、平成 18 年 5 月に学校適正配置等調査特別委員会に示したスケジュール表がございます。その中では検討委員会を設置して、そこから答申をもらう。その後、教育委員会でパブリックコメントなどを経て計画案を策定、そして発表するというスケジュールを載せております。そのところで、おおよその目標年次なども示しております。

ただ、これにつきましては、作業自体が在り方検討委員会の答申、それを踏まえてということで考えておりますけれども、その答申の内容は、やはり全市的な規模で全体的に見直す。それからあと、全体的な計画を立てて、そしてその上で中期的な年次計画を立てていきなさい。それから、さらに地区別に検討作業をしていきなさいというようなことが答申の中で書かれております。そういうことを踏まえれば、やはりある程度時間をかけながら、地域の理解を得ながら進めていかなければならないということから考えまして、現在のところその作業をしておりますけれども、そのことから作業自体はもう少し時間をかけてということで考えてございます。

大橋委員

作業自体は時間をかけてというのですが、逆算できますか。当初から目標といたしますか、いつの時点で計画を発表し、いつの時点で統廃合を実現するという目標値があったと思うのですが、それはどうなのですか。

（教育）山村主幹

ただいまの部分で申しますと、平成 19 年 12 月に計画案を策定する。その後パブリックコメントを経て、20 年 6 月に計画策定を行うというタイムテーブルでございました。そして、その後 22 年度を目標年次として年次計画のスタートということです。ただ、先ほど申しましたように、計画案の策定そのものについては 19 年 12 月をもう既に過ぎておりますので、20 年度の早い時期をめどに全体の基本的な骨格あるいは基本方針、基本計画についてまとめていきたいというふうに考えております。その後パブリックコメントを制度にのっとり市民の皆さんから意見を募り、必要な部分があれば修正を加えるというような段取りになるということから、最終的なこの基本的な方針、基本計画につきましては、20 年度の後半にずれ込むのではないかとこのように考えております。

大橋委員

そうすると、最終の平成 22 年度という部分は変わらないということですか。

（教育）山村主幹

その平成 22 年度の部分につきましても、全体的なフレームといたしますか、地区内での具体的な計画、これは実施計画になると思いますけれども、それは基本計画の後にということで、地域の皆さんとの意見交換を通じて合意形成を図ろうと思っております。そういうことから 22 年度の実施というものも、今のところそういうスケジュールからいけば、やはりもう少し先になるというふうに考えてございます。

大橋委員

ずれ込むというのは初めて認識をしたのですね。それで、骨格を決めてパブリックコメントをもらってというのは、言葉的にはそれで理解するのですけれども、ただ、骨格というものを決めるときに、その部分を早くに発表することによって、公式にいろいろな地域に入って意見を聞く前に、地域というのは結構学校ごとに具体性が出てきます。話をして、ある程度方向といたしますか、保護者の間でまとめというか、そういうものも出てくるように思っているのです。必ずしも教育委員会が行って話をして、それから回答をもらってきて、それは正式手順ですがけれども、それ以前に、地域の保護者たちの中で P T A の間でいろいろな意見交換が行われ、議論が行われないと、そ

ういうパブリックコメントの内容がこなれたものにならないのではないかという気がするのです。

これは手宮のときの教訓ですけれども、ある程度のところまで決めて説明に行くと、そうすると最初のころは保護者は納得しているのだけれども、だんだん説明会が開催されればされるほど、最初納得していたものが崩れていって反発が強くなっていく。それを手宮のときにつくづく感じているものですから、そういうような部分で今回豊倉からぼんと陳情も出てくる。これで豊倉が陳情を出したのだからといって、各学校で陳情なんか出てきても議会で議論もできないわけですし、そういう部分で言いますと、私はいわゆる市内の基本的なブロックづくり、この地区の中で1校、この地区の中で1校というような、そのくらいのことはぼんと市民にほうり出してしまふ。それで、教育委員会としては、これから最後までこういうふうに進めていくのですよというスケジュールは提示するわけですが、まず先にせめてこの地区はこういう理由で1校だよというような部分ぐらいは投げかけておかないと市民の議論がこなれないような気がするのですが、その点どうですか。

（教育）山村主幹

先ほど申しましたように、在り方検討委員会の答申を踏まえて全市的な小学校、中学校をあわせた見直しの必要から、地区単位での検討が必要だと思っております。それで、その考え方でございますけれども、答申で触れられておりますように、一つのスタートとして現在の総合計画 21 プランでは9地区に区分しております。また、類似の区分として都市計画マスタープランでも九つの地域区分をしております。そういうことからこの一つのまとまりを検討のスタートとして考えておりますけれども、ただ学校の規模ということからは人口の推移、特に年少人口のとりえ方が大きなファクターになるというふうに思います。答申の中では望ましい規模としては、小学校では12学級から18学級、中学校では9学級以上というふうに触れてございます。そういうことを加味すれば、地区によっては年少人口のばらつきがあるということですので、現在の学校通学区域との兼ね合いもありますけれども、そういうことも考えれば、もう少し大きなまとまりで考える必要は出てくると思っております。

大橋委員

年少人口の問題は前に一回発表しているのですね。将来、小樽の小学校の数はこの地区はこうなりますとか、そのことについては既に1回やっているのですね。それから、9地区という部分のくりが太枠であるというのだけれども、9地区なら9校に減らすという話ではないわけでしょう。結局その9地区というくりはあまり意味がないのだから、そういうふうにするのです。そういうような9地区とか、年少人口なんていうのは前のときも簡単に調べて統計で出していたわけだから、もっとせめてブロックとかそういう形の部分は発表だけでも早めておいて議論をどんどんさせてほしいというふうに思って質問をしているわけです。

教育部長

今、大橋委員から御質問がございました、おっしゃるとおりの部分があるかと思うのです。私どももあくまでも9ブロックというのは総合計画でございますし、それでいいのかどうかというと、やはり学校区から言うと、なかなかそうはいかないと思っております。そういう意味の大きくりを私どももしていかないとならないということで、今いろいろと作業を進めて、その中でどういう形がいいのか、そして、当然私どもは計画をただ出すのではなくて、今、委員がおっしゃるような形が必要なのだろうという意識を持っております。ですから、大枠こんな考え方でどうなのだろうということを全市的な形で示した中で議論をいただく。やはりこれがおっしゃるような意味合いで大事なことだというふうに思います。

したがって、全市的にある程度そういう大枠の考え方の同意を得ながら、次の段階として地域に入っていく。そういう形がいいのではないかとすることを踏まえながら、今いろいろ内部で議論をし、少し時間がかかっている部分もございまして、そういう意味でできるだけ早い時期にと思っておりますけれども、大枠そのものがございまして、もうちょっと時間をかけて、皆さんにそういう形で示しながらいきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

大橋委員

わかりました。質問を変えます。

アスベストの再調査について

学校アスベストの再調査という問題なのですが、アスベスト問題はもう決着がついたというふうに思っていたのですが、新聞によれば、結局日本では使われていないと思っていたアスベストが 3 種類あった。それについての調査が行われていないところは、再調査をしなければならないという報道までは承知しております。その後、小樽市としてどうだったという部分を聞いていないので、小樽市の場合には調査がその 3 種類の部分を終わっていたのかどうか、あるいは違うのか、そこを質問させていただきます。

（教育）総務管理課長

今回のアスベストの再調査の関係でございますけれども、実は私どもも 2 月の頭ぐらいに国が示して、北海道を通じて来た通知なり通達を最近入手したものでございまして、私どももちょっと驚いた状況でございます。これにつきましては、いただいたばかりでございますので、今後例えば建設部とかそういう関係部局と協議しながら、どういった対応をしていくかということを考えております。詳細については、把握不足というか情報不足なので、その辺も含めて今後、関係部局と協議してまいりたいと考えております。

大橋委員

市役所の推移としてはそれでいいと思うのですが、ただ常識的な問題から言えば、前にアスベストの調査をやっているわけですから、何と何の項目については結論が出ています。そのときの数値において結論が出ているという表、そういうものも存在するわけですから、そこにもしも今回の 3 種類が入っていないとすれば、これは別に建設部とか関係部局と相談する必要もない話で、小樽市としてはそのところは未調査ですという結論は今日の時点でも出るとは思いますけれども、いかがですか。

教育部長

おっしゃるとおりだと思います。詳しいことはまだこれからなのですが、新聞等を見ますと基本的に国内では輸入されていなかったような話ですので、従来、調査項目には入っていないらしく、これは小樽ばかりでなくで全国でそうだったのだろうということで、通知をそれぞれ出し始めて、それぞれが今届くということだろうと思います。

小樽の場合はアスベスト調査を 3 項目以外は全部終えており、基本的に閉じ込めていけば、それが入っていようがいまいが別に問題はないのだろうと思います。そのままアスベストは入っていないと言われている部分の中に入っている可能性のことかというふうに思っています。

ただ、どの程度わかりません。そういう部分については目視で変な状態になっていけば当然今までやってますし、基本的にはそういう目視の段階の中に入っているかどうか。量的には、いろいろな新聞からいいますとそう多くはないと思いますが、いずれにしても実際に入っているかどうかという部分については、これから建設サイドとも十分話をしながらやっていきたいというふうに思います。

大橋委員

今のお答えの中でアスベストの封じ込めについてはもう全部完ぺきに終わっていると、その部分がお聞きできれば、その封じ込めた部分の中身というのはこれからの問題ですが、封じ込めが終わっているという確認というお答えをいただいたので、まずこれについてはそれでいいと思います。

今年度の火災発生状況について

それで、次の問題に移らせていただきます。

今年 1 月から、何か毎週消防のサイレンを聞く状態になっています。いわゆる建物火災において死亡したりけがをしたり、そういうことが絡んでいる事案が妙に多いという感じがしますので、今年になってから、1 月から今日

までの間、その中において今言った人身に絡んだもの、それがどういう火事であり、出火時間、原因、年齢、そういうようなことについて一つ一つの事案の中で聞かせていただきたいと思います。

（消防）予防課長

今年度の火災発生状況の中の死者及び負傷者の出た火災の状況でございますが、今日現在で 16 件の火災が発生して、昨年度比 5 件増の発生件数となっております。死者につきましては、残念ながら 2 月に 1 名、3 月に 1 名、いずれも高齢の女性の方が住宅の火災によって亡くなっている状況でした。なお、負傷者につきましては、住宅火災 13 件のうち 3 件の火災で 5 名の方が負傷されております。負傷の部分につきましては、いずれも初期消火の時点において若干やけどをしたという状況で、病院へ行って診察を受けた後、そのまま自宅、被災現場に戻るといような状況でございました。

死者の発生した火災の状況でございますけれども、1 件目につきましては、2 月 15 日金曜日の午前 7 時 34 分の宅地でございました。これは緑町における一般住宅で、高齢の単身で住んでいらっしゃる方のお宅から出火をいたしました。こちらは 1 階寝室付近の焼損が激しいということで、その部分について現在、ストーブ、電気、その他出火の関連部分の可能性について調査を進めているところでございます。

なお、亡くなられた方の例えば救出時間、死亡時間、それから死因、死者の状況等につきましては、その法的な手続の関連等と密接に関連していることもございますので、詳細についてはちょっと公表を差し控えさせていただきたいというふうに思っております。

2 件目の事例でございますけれども、3 月 3 日月曜日の午前 6 時、長橋におきまして、これも高齢者の住宅において火災が発生いたしました。出火原因については現在調査中でございますけれども、1 階の台所付近の焼損が激しいということで、この付近を中心に調査を進めているところでございます。

亡くなられた方の年齢については先ほどの方は 77 歳の方でございました。この方の亡くなられた状況については、先ほどと同じように詳細の公表については差し控えさせていただきたいと考えております。

大橋委員

いずれにしても高齢者の単身ということなのですが、今回今までの火事と違うのは、深夜未明に発生した火事で死んでいるのと違って、7 時半だとか 6 時だとか、わりともう目を覚ましてもいい時間帯というのが一つ特色としてあると思えます。

それともう一つ、緑町の場合には、これは消防に本人が通報していたというのですけれども。

（消防）予防課長

緑町の 2 月 15 日の火災におきましては、本人から消防本部に通報がございました。自宅で火災が発生したということで通報がありまして、消防本部の通信指令室の指令員からすぐ避難するようにという指示を受けて、それで電話を切らないで、そのまま通話状態になったままだったということでございます。

大橋委員

緑町の場合には本当に通報しないで逃げていたらという思いがあるぐらいなのですけれども、今までも小樽の場合、高齢者の火事というのが目立っていたということで、いろいろ対策をとってきているはずなのですけれども、それにしても、ちょっと異常な事態だという思いがしますので、消防として今までの対策、それから今後の対策、そういう部分でどういうふうにお考えになっておりますか。

（消防）予防課長

昨年は今日現在で死者が 4 名、本年も本日現在で死者が 2 名ということで、これ以上犠牲者を出さないということを目指して、現在、2 月 21 日から 3 月 20 日までの 1 か月間、焼死火災防止強調運動を実施し、高齢者宅への防火訪問等により、火災予防及び住宅の火災警報器の早期設置の呼びかけや消防車両による巡回広報等を行っております。

また、現在実施中の焼死火災防止強調運動期間中の 3 月 3 日に火災による犠牲者がまた新たに発生しましたことから、日没後に消防車両による巡回広報による出火防止、又は住宅の火災警報器の設置の呼びかけ、さらには消防団の協力をいただきまして、3 月 10 日防火の日に夜間の巡回広報を実施し、出火防止、火災件数の減少の呼びかけ等を行っているところでございます。

大橋委員

本当にしばしば出勤で大変だと思いますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

牛乳パックの回収事業について

あと予算説明書の中から、170 ページに牛乳パックの回収事業というのがあるのですが、別に今回、今年初めてのった費用ではないわけですが、158 万 4,000 円というのは、こういう金額が目につく時代になってしまいましたので、なぜこんなに多い金額を回収事業費として計上しなければならないのか、どういう状況でなぜそのような費用がかかっているのか、それについてお伺ひします。

（教育）学校給食課長

牛乳パックの回収事業でございますけれども、平成 20 年度の予算に計上いたしましたのは委員がおっしゃいました 158 万 4,000 円ほどでございます。内訳としましては、回収それから処分の関係での委託費が 133 万 7,000 円、学校での回収に使うビニール袋につきまして 24 万 7,000 円、合わせて 158 万 4,000 円という内容です。

現状年間の給食回数は 190 回ほどあり、そのうち 183 回ほど牛乳を供給しています。それで、市内 41 校からの牛乳パック回収の関係ですが、牛乳パックは資源回収の対象物として、これまで学校における回収方策など、学校関係者の方々、校長会などをはじめとして従来からの協議をしてきた経過があります。こうした中で、学校における例えば児童の給食時間につきましても限られた時間であることや、それから保管の問題、においの問題、そういった関係でありますとか、また牛乳というのは BOD という数値が高いというふうにも聞いておりますけれども、そうした水質への影響ですとか、そういった面での懸念を寄せられ、学校独自で行うということはなかなか困難である、そのような協議の経過もございました。

こうした経緯も踏まえて、私どももより効率的な回収方法ができないのかということで、供給業者である牛乳の業者と話をすることで、たまたまこの紙パックの破砕機を保有されていたという経緯もございまして、また、残ったパックには残る牛乳もありまして、そういった処理もあわせてしなければならないという面もあります。そしてまた、この場合は配送と回収が同時に行えるという経費的な利点等もありまして、現行の方式を継続して実行している、そのような経過がございます。

大橋委員

お金の中身についてはよくわかりました。この問題はここで打ちきります。

共同調理場の統合について

共同調理場のこれからの問題で、以前は一回、学校給食会とかで新築しますという形で発表になっております。それで、新築が取りやめになったということで、新光共同調理場を残すということですが、オタモイを廃止して新光を残すといった場合に、予算書で計上されている金額とか項目がどのように変更になるのか概略で結構ですので教えてください。

（教育）学校給食課長

新光とオタモイの 2 か所の共同調理場の統合という件でございますけれども、これは当面オタモイの民間委託が先行いたしまして、その課題だというふうに認識をしております。仮に 2 か所の施設を 1 か所として運営した場合におきましては、予算面の変化ということではオタモイを廃止して新光で実施するという想定ですが、施設自体を統合廃止としますと、施設の維持・管理経費的な部分が削減になります。また、今、在籍している職員も異動するということになりますから、施設運営の人員費も不要になると思われます。それからまた、業務を実施して

いる間は当然事務経費的な部分がかかりますから、こうした経費も不要になるというふうに思っております。そのほか 1 か所で行うことによりまして予算的な枠組みの変更もございますし、例えば輸送委託料なんかも一定程度の変更もありますので、金額的な水準は今後のことであると思っておりますけれども、そうした面でもいろいろ影響が出てくるものと思っております。

統合後の姿のほかに統合に至る前提としまして、新光 1 か所でする実施する場合におきましては、オタモイ分の例えば学校へ配送するコンテナ置場を確保するとか、そうしたスペース的な問題をどうクリアしていくか、こうした場内の設備の面なども事前に整備を要する部分も出てくるかとも思っております。そうしますと、別途予算計上の要請も出てくる場合も想定をしています。こうした点も踏まえまして、統合に関する検討につきましては今後より具体的に進めていきたい、そのように考えているところでございます。

委員長

平成会の質疑を終結し、共産党に移します。

菊地委員

特別支援教育支援員について

特別支援教育支援員の配置についてお尋ねいたします。

まず、小中学校 41 校で学習障害とか注意欠陥・多動性障害、そういう障害を持つ児童・生徒が一人もいないという学校は幾つありますか。

（教育）学校教育課長

昨年実態調査した段階では、支援の対象となる子供がいないという学校は、小学校では 4 校、中学校では 6 校となっております。

菊地委員

そうすると、31 校にはそういう子供がいるということになりますね。この支援員の予算については先ほど佐々木委員の質問にもお答えになっておりますけれども、平成 19 年度から財政措置されているはずなのですが、小樽市はその措置をしませんでした。たしか校内委員会ですら今そういった障害を持つ子供の把握に努めているというお答えでしたので、私は今年度 20 年度の予算にはしっかりその要求をして、予算措置をしていただきたいということを教育委員会にも、関係施設にもお願いしてきたところです。これでいきますと 31 校には必要だと思っておりますし、当然そういった人数がここでは予算措置されるものだというふうに私も思ったのですが、なぜ 5 校 5 人分なのか改めてお尋ねしたいと思います。

（教育）学校教育課長

支援員の配置につきましては、本来であれば全校配置に向けて進んでいくのがベストだと思っておりますけれども、小樽市の今の厳しい財政状況の中で当初から全校配置するのが難しい状態にあるというのが一つと、もう一つは今年度学校での校内委員会などの組織づくりを終えて、今度、次年度以降、支援員を配置していくことになるのですが、学校組織としての支援体制の中で支援員をどのように活用していくか。勤務体制を含めて、そういうものをまず研究してみたいということで、モデル事業ということで今回計上させていただいた次第です。

菊地委員

現場とか、障害を持つ子供の親にしてみたら、理由はともかくそういった支援員が配置されるということが、もうのどから手が出るほどに待ち焦がれていることだと思うのです。教育委員会は多分そういう手だてというか要求はしていたと思うのですが、結局、財政部との戦いに敗れたのかと推測しています。文部科学省が特別支援の教育支援員の配置に必要な経費に係る地方財政措置の予定についてということで、昨年 12 月 27 日に各都道府県の教育委員会に通知を出しているのですが、財政部にお聞きしたいのですが、この通知については把握され

ていますか。

（ 財政 ） 財政課長

教育部からいただいて見た記憶はございます。

菊地委員

ごらんになっているということですので話ができる。措置予定額は 20 年度で 3 万人相当、360 億円にもなっています。これ大体全校の小中学校の校数にちょっと足りないぐらいですね。これがきちんと措置されていれば、小樽としても全部の学校に配置されるはずなのですから、そういうことにはならなかったのはなぜかということについて、財政部の見解を伺いたいと思います。

財政部長

各省庁が立ち上げたいいろいろな事業で交付税措置がとられる場合もたくさんあるのですが、私たちが一番苦慮するのは、今、新規で立ち上げられた交付税措置の事業が、なかなか実額として私どもの交付税として上がってこないということで大変つらさがあることは事実でございます。今回も教育委員会からそういう措置がなされることでお話はありましたけれども、何とか当初の配置のスタートの年でもあり、先ほどありましたけれども、モデル事業ということであるいろいろな課題を洗い出すということの一つとして、何校からスタートをしていただけるかということで相談したことも事実でございますので、今後もそれらの状況を見ながら、また教育委員会の話も伺っていきたいと思います。

菊地委員

予算措置が先あって、こういうことに落ちつかざるを得なかった、大変苦しいところでモデル校という発想になったのかと思うのですけれども、このモデル校という表現が私は非常に気になっているのです。一つはいろいろな教育の実践をするときに、これまでもモデル校というふうにながら教育実践が行われてきた経過があると思うのですが、この特別支援に果たしてモデル校というのがなじむのかという考えを私は持っているのです。モデル校というからには結果が求められる。でもその結果が評価されて次の事業展開につながっていくというものではないというふうに思っているものですから、その辺は私の考えすぎだというふうに言っていただければいいと思うのですが、そういうところではどうなのでしょう。

（ 教育 ） 学校教育課長

今、モデル事業ということにはなじまないというお尋ねでございましたけれども、まず一つには今、校内委員会などの組織を立ち上げました。組織は組織として機能しております。その組織の中で今度新たに支援員が入ってきて、その組織の中で支援員がどのように活用されていくのか、活用していくのかというのが新たな部分ですので、研究的なものが必要だと思っております。

それともう一つ、国においては交付税措置をしていますという話がされているのですけれども、例えば今、措置がされているという額の中で支援員がどのような活動ができるのか、勤務体系がとれるのかということも研究課題だと思っております。

菊地委員

そういう意味では、同時に公立の小中学校における特別支援員の教育支援の活用状況ということで、文部科学省から資料も出されています。北海道は非常に配置率が低いのです。北海道だけではなくてほかにも低いところはあるのですが、わりと中央に近い埼玉とか千葉、東京、神奈川、こういうところはほぼ 100 パーセントまではいかなくても、それに近いような配置になっていますし、こういう支援員の活用状況というのは既に全国でいろいろな経験を持っていると思いますので、そういうところも情報を収集しながら当たっていただきたいと思います。

それと、今、これでこの予算に賛成ということではないのですけれども、とりあえずもし 5 人しか配置されないとしたら、5 校選ばなければいけませんね。どういう基準で選ぶようとしているのかについてお尋ねしたいと思いま

す。

（教育）学校教育課長

今、モデル事業として 5 校ということで予算計上して、それが議決された段階では平成 20 年度から 5 校を選定して実施していくわけなのですが、その選定に当たりましては現状、学校それぞれがどういう取組をしているか、その中で支援員が入ったらどういう活用の仕方、勤務体制をとっていくか、そういう資料を今、学校に提出を求めています。その出されてきたものを比較検討して、その中でまずどこから、要するに配置して準備していくかというのを決めていきたいと思っています。

菊地委員

この特別支援教育をするためにつくられた校内委員会の全校で子供の教育に当たるというこの取組は、特別支援教育だけではなくて、全体の教育に非常に影響を与えるのだろうと私はずっと思っていました。そういう意味では、今回 5 校がもし選ばれたとして、ほかのところも手は絶対欲しいわけですから、そういうところは、より組織的にその特別支援教育なり、ほかのさまざまな校内の教育に全校で取り組める気風ができれば、それは非常にいいのではないかと考えています。ぜひそういう方向でこれが活用していただきたいというふうに思いますし、同時に財政措置されているわけですね。文部科学省は、これは学校教育法の改正において措置をすと言っています。その学校教育法などの改正で特別に支援を必要とする子供たちにきちんと教育を行うということが明確に位置づけられて、それで財政も措置されるわけです。

ですから、財政部から言わせると、そういうお金がきちんと来ているかどうかというのは確かめようがないと、またおっしゃるかもしれませんが、それにしても子供の教育のために、この法律に基づいて措置されるお金はしっかりとそのために使うという立場で教育委員会の皆さんには引き続き頑張っていただきたいと思ひますし、財政課にはそれをしっかり受け止めて財政措置をしていただきたいと思うのですが、その辺についてはいかがでしょうか。

教育長

特別支援教育につきましてはこれまで以上に全学校の全教員で取り組むという、そういう大きな命題の下に進めておりますので、平成 20 年度はたまたま予算計上したのは 5 校であります。残りの学校もやはり全教員で特別支援教育が充実するように取り組んでいかなければだめです。その 5 校についても、モデルとして支援員がこういう仕事があってこれだけのパワーが要することをきちんと残りの学校に伝えていく、そういうような形で進めてまいりたいというふうに考えております。また、今後もやはり委員がおっしゃるように、いろいろと財政部と相談しながら考えていかなければならないものと思っております。

財政部長

確かにお話の部分は受け止めさせていただきます。決してすべてが財源上苦しいからといって、国の方で一定の方針の下にできたものを無視して進めるということではございませんけれども、先立つものの枠の中でどう優先順位をつけていくか、その辺もまた問題にしながら進めていきたいと思っております。

北野委員

財政問題で、残りの時間質問させていただきます。

財政健全化計画について

最初に、今回議会にまだ提出されていない健全化計画に関してなのですが、健全化計画の前に市税、地方交付税は歳入の中に占める割合がそれぞれ何パーセントか、平成 16 年度以降決算、決算見込みについてお知らせください。パーセントでいいです。

（ 財政 ） 財政課長

市税につきましては、平成 16 年度が 21.8 パーセント、17 年度が 23.5 パーセント、18 年度が 23.7 パーセントでございます。それから、地方交付税につきましては、16 年度が 23.5 パーセント、17 年度が 25.3 パーセント、18 年度が 25.3 パーセントになっております。

北野委員

平成 19 年度の決算見込みは。

（ 財政 ） 財政課長

ちょっとお時間をいただいて計算します。

北野委員

小樽の場合、国は地方交付税の割合が 4 で、市税というか、地方税の方が 6 と聞いているのですけれども、それで今度は平成 15 年度以降、19 年度見込みまで、市税とそれから地方交付税の決算見込み、この推移を今度は額でお願いします。

（ 財政 ） 税務長

市税の収入額で決算数値を述べさせていただきますと、平成 15 年度は約 144 億 5,800 万円、16 年度は 142 億 300 万円、17 年度は 141 億 2,000 万円、18 年度は約 138 億 8,400 万円。なお、19 年度につきましては、年度途中でありますので具体的な数字は出しておりませんが、ただ、たばこ税や法人税のように見込みを下回っているものもございますが、昨年度同様の収入率確保に向け、現在、努力しているところでございます。

（ 財政 ） 財政課長

地方交付税につきましては、平成 15 年度が約 162 億円、16 年度が 157 億円、17 年度が 158 億円、18 年度が 154 億円、19 年度の今、予算計上している決算見込みの数字で申し上げますと、148 億円でございます。

北野委員

そうすると、この前の今見直されている健全化計画ですね、去年の 3 月策定の分で。これでいけば地方税について市税について、最終年度平成 24 年度で 149 億 3,300 万円あるのですよね。そして、交付税は最終年度が 146 億円ですけれども、22 年までは 150 億円台でやっているのです。そうすると、実際よりも歳入で一番大きな比重を占めている市税、地方交付税で、実態よりも多く健全化計画で置いているというのは、どういうわけなのでしょう。

（ 財政 ） 財政課長

この健全化計画につきましては、昨年 3 月に策定したわけですが、当時平成 18 年度の決算見込みですと、年度の予算の状況、それから将来の状況について一定の試算をして健全化計画を策定しております。その際、地方税につきましては、19 年度は三位一体改革の中で所得税から市税の方に移行したということもありまして、19 年度では 148 億円から 158 億円というような形で約 10 億円程度増やしております。逆に言いますと、その下の譲与税の部分では所得譲与税からそちらに移るといって、約 10 億円程度減額しております。

地方交付税につきましても、その当時見込めの中で積算をしております。そのとき地方交付税の見込みとしては、その当時の財政状況からいくと、まず伸びる要素はないだろうということを想定してまして、一定の率で漸減しております。また、当時、地方交付税は国勢調査の影響を非常に大きく受けます。そういうこともありまして、5 年に 1 回の国勢調査のときにつきましては、直近であった影響額につきましても加味して、この計画を策定したところでございます。

北野委員

そうすると、平成 20 年度でいわゆる計画より 3 億 4,000 万円くらい落ちているわけですね。それで、この 20 年度の市税の落ち込みようは想定外だったというふうには思うのだけれども、市税で一つの項目で何か、例えば法人税でがばっと落ちたのではなくて、法人税を中心にして何項目かで落ちて、合わせて 3 億 4,000 万円ぐらいにな

っていると思うのですけれども、この落ち込みは想定外だったのですね。

（ 財政 ） 中田主幹

計画上の平成 20 年度の市税の額は 157 億 4,000 万円ほどで、今の予算では 154 億円ですけれども、その落ち込みは約 3 億 4,000 万円あります。今、委員から御指摘がありましたように、今年度 20 年度予算編成に見積りましていろいろな状況を加味した中で、法人の市民税が 1 億 6,200 万円、それと、たばこ税がやはり喫煙者の減少等によりまして約 1 億円、計画よりもどうしても予算編成上、減額を見積もらざるを得なかったという部分、法人市民税につきましては、景気動向なり今の原油価格の高騰なりを加味して、20 年度の予算編成の見積りを行っているところでございます。

北野委員

だから、そういうふうになったのは想定外だったのでしょうか。

財政部長

当時つくった計画の段階では、そこまでは見込みきれなかったというのは、そのとおりです。

北野委員

こういう落ち込みがはっきりして、平成 20 年度で予算上こういう措置をしている。そうすると、この落ち込みを直視して、まもなくできる健全化計画では当然市税の見直しを行うわけですね。これはやはりこの落ち込んだ分をベースにしてやるのですか。

（ 財政 ） 財政課長

今、算定しているわけなのですけれども、もともとこの健全化計画で地方税の見込みとして考えておりますのは、当時の予算額なり見積額、それをベースにしております。そこに市民税であれば人口の動向、そういうようなものを加味してございます。ですから、当然今の状況から見ますと、人口がある程度減っていくだろうということがございますので、平成 20 年度の予算額、それをベースに一定の率とかこれまでの状況を加味して、結果的には恐らく低く見積もっていかざるを得ないという状況でございます。

北野委員

そうしますと、市税はそうなのですけれども、地方交付税の場合もやはり同じく見ると思うのです。それで、地方交付税の場合、行政改革で我々は反対している項目が圧倒的に多いのですけれども、行政改革であなた方が努力して生み出した財源というのはあると思うのですが、これは小樽市では何々があるか。交付税が基準ですから、行政改革で交付税が予想しているというか、交付税の基準を上回ったら財源がもうかる仕組みになっているはずですが、どういふのがありますか。

（ 財政 ） 財政課長

交付税の総論の仕組みからいいますと、交付税の需要額の積算の中には、当然人件費が入ってございます。市町村につきましては、人口 10 万人というのを標準団体として地方交付税を積算しております。それに対して小樽市であれば、人口が約 14 万であれば、段階的にこの 10 万人で想定した部分を割増しをしたり、それから 10 万人以下であれば割り落としをしたり、また係る経費について増減をさせております。その中で交付税の中で積算している経費より行政改革とかで下回れば、当然その部分は需要額としての差が生まれます。そういう部分を勘案して、昨年度来は頑張る地方応援プログラムということで、行政改革の努力分を交付税の積算の中に入れたり、あとまた農業、工業の出荷額、少子化対策等をやっているところについて、一定の基準でもって努力分については交付税の算定の中で積算をしております。原則交付税の積算というか、もとに戻りますけれども、交付税の積算上で見ている経費より当然低く経費を抑えるということであれば、その分の需要額が浮きますので、交付税上もうかるというか、その分自由に使えるお金が出てくるという総論はございます。

北野委員

それで、小樽市は交付税でもうかった分は何々あったの。

（財政）財政課長

昨年の頑張る地方応援プログラムで地方の努力分で見られた分が一番多かったのは、先ほど北野委員からもありましたように、行政改革として人件費ですとか、あと事務事業の見直しですとか、その部分で積算されて見られた分が一番多かったと認識しております。その分額というのは他の 10 万以上の市で比べますと、小樽市の場合についても一定の率でもって多かったということでございます。数字につきましては、今持ってきている資料で出したと思うので、ちょっとお時間を。

北野委員

その膨大な資料の中にあるのでしょうか。後で得た分だけ教えてください。

それから次ですが、地方交付税で平成 18 年度、19 年度、また 20 年度でもいいのですけれども、算定項目の統合見直しというのを国でやられていますよね。これで小樽市が不利になったもの、有利になったものの項目があるのか。あればそれぞれ示していただいて、影響額をプラスマイナスでいいですから教えてください。

（財政）財政課長

今、委員からありました交付税の算定で変わった分ということで、平成 19 年度の交付税の積算の中から、国の方で言うておりました新型交付税の導入で、交付税の積算が難しすぎるということで、ある程度人口と面積の方にシフトしようということで算定方法が変わりました。総務省で全国的に試算をしまして、そのとき総務省から小樽市の影響額ということで、1,300 万円が減額になると、19 年 3 月に示されました。ですけれども、総務省で積算をしているのは、あくまでも 18 年度の交付税の数値を基に積算をしておりますので、19 年度にどれだけの影響があったのか、私どもで試算をしようと思いました。ですけれども、項目が多岐にわたって変更となっております、一個一個の中身の検証というのはいない状況にあります。それで当時、北海道に積算しないのかと確認したところ、総務省も北海道も、19 年度数値に置きかえたときの影響額については算定しないということだったので、その後うちとしても、なかなか交付税の積算の中で影響額を出すことができませんでしたので、この影響額についてはちょっと積算しておりません。

北野委員

国が積算するなと言ったのは、自分たちがひどいことをやったからではないですか。だから、そういうのを国が計算するなと言ったからといって、計算しないという話ではないと思うのですよ。交付税の言ってみればかなり大がかりな項目の算定方法の改定ですよ。それが本当に実態に合うのかというのはいろいろ財政担当者から意見があったわけでしょう。単純に人口と面積で比率を増やしていきますということで一部導入になったわけだから、これがだんだん比率が高まっていくわけでしょう。そんな話というのではないという批判が相当強くあるのですよ。だから、そういうときに一番肝心なことを計算していないというのは、国が計算されたらかなり困るから、そんなものする必要ないというふうに言ったのではないですか。違いますか。

（財政）財政課長

計算するなというわけではなくて、なかなか基礎数値が年度を超えると変わる中で影響額を出すのが難しいということございまして、時間を大量にかければ交付税の仕組みですから計算できなくはないですけれども、少なくともそのやり方等を示されておりませんので、積算はしておりません。

北野委員

計算のしようがないのですか。

（財政）財政課長

もともとの交付税の細かい積算というか、そこまで示してくれば積算のしようがあるのですが、今、国から出

されている交付税のかなり厚い本があるのですが、それをもってしてもできないような、比較がなかなか難しくなっているというのが事実でございます。

北野委員

それは皆さんから常々聞かされているのです。交付税で見ますとか言うけれども、総額が減っているから一体幾ら見てくれているのだろうかというのを常に財政担当者は悩むし、注目しているけれども、明らかにされていない。しかし、私が聞いているのは、そのこととは別に人口と面積にシフトしてきた、その影響が小樽市では不利になっているのか有利になっているのかということを知りたいのです。それが今度比重がだんだん増えていくわけだから、そのところではどうなのですかということなのです。後段言った細かいのはいいですよ。

財政部長

おっしゃることはよくわかります。私も今、担当の部分につきまして、その影響はどうなのだろうなというのは職員と一緒に話したことがありますけれども、結局は平成 18 年度と 19 年度でやり方が大きく変わってしまった関係で、同じ土俵で計算しようがないというのが現実でございます。はっきり言って、だまされているのではないかという思いもしないではありませんけれども、要は国の方で地方財政の収支を見たときに、先に交付税の額が幾ら出るかというのを決めて、その中の算定方法として、今のような一部を単純化したものをとっていているという感じなのです。ですから、その単純化した項目をつくることによってプラスかマイナスかというのは非常に出しにくいというのが現実でございます。

北野委員

それでは、ちょっとさかのぼりますけれども、平成 16 年度から 3 か年間三位一体改革というのが行われて、御承知のように小樽では 18 年度決算で言えば、交付税だけとれば 3 か年減らされた総額というのは 56 億円ということは財政担当者も言っているわけなのですが、そこで国庫補助負担金の改革だとか税源移譲だとかいろいろなものが行われているのですけれども、まず 16 年度の小樽市で言えば 14 億 4,000 万円ぐらい、交付税が大幅に前年度より下回った。市長が常々言うように、これが今の小樽市の財政難の引き金になっている。これは制度上何があっても大幅に 14 億 4,000 万円も削られたのですか。

（財政）財政課長

当時の記憶を掘り起こしますと、その三位一体改革の中で行われた地方交付税の改定というのは、当時、地方交付税そのものも地方財政計画の中で決まっていく部分がありました。その中で地方財政計画の歳出の方のたしか人件費とか、あと当市単独事業費、その部分をかなりの率で落としたと記憶しております。地方交付税の積算分を、そういう地方でかかる経費について需要額の方で算定しております。ですから、人件費とかが落ちれば当然交付税の中で見ている人件費も落ちますし、地方単独事業をとれば交付税の中で見ているそういう経費も落ちていくということで、その中で地方交付税の部分の当時当初予算比で、たしか 12 パーセント減額になったというふうに記憶しております。

なおかつあの当時は国の方で一方的に何の予告もなく減額して、たしか小樽をはじめほかの市町村につきましても当然経常一般財源になるわけなのです。その落ちというものが非常に大きくて、予算をつくれない市町村ですから、小樽市も当時平成 16 年、赤字予算を組んだということもございませぬ。ですから、それだけ非常に影響が大きかったというふうに認識しております。

北野委員

今、課長がおっしゃった人件費の削減とか、それから投資的経費の削減、私も代表質問で取り上げましたけれども、これはたしか 2006 年の小泉内閣の骨太方針で確認されて地方に及んだというふうに記憶しているのですが、今の財政課長の話だと、それ以前から人件費と投資的経費の削減というのが柱になっているように伺えたのですが、私の認識とちょっと違うものですから、要するに平成 16 年度の地方交付税が大幅に削られた交付税の制度上の見直

しというか、統合というか、これは全国的なものだったと思うのです。それは人件費と投資的経費なのですか。

（財政）財政課長

今、当時の平成 15 年とか 16 年、西暦で言いますと 2003 の骨太の方針ですとか 2004 の骨太の方針、当時のものを見てみますと、2003 の基本方針の中で、要は三位一体の改革のことも述べられております。その中で「地方財政計画の計上人員を 4 万人以上純減します」それから「投資的経費（単独事業）を平成 2 年から 3 年後の水準を目安に抑制していきます」「一般行政経費につきましては、単独分については現在の水準以下に抑制します」ということで、この基本方針を基に当時三位一体改革の中に入っていたというふうに私は認識しております。

北野委員

そうすると、税源移譲はどうそれにかかわるの。その当時、皆さんも記憶あるけれども、そんなに減らされたらうまくないというので、地方分権ということもあって、財源の保障をすべきでないのかということで税源移譲がずいぶん騒がれたのです。しかし、実際に交付税が削られて、税源移譲額は最初は所得譲与税でしたか。人口割にくらかを掛けてといったほんのわずかの分しか来なかったのですから、何だこれはということで皆さんも怒りを持ったと思うのです。その税源移譲との関連はなかったのですか、削るものを削ってよこすものをよこさなかった。

（財政）財政課長

当時の平成 16 年度からの三位一体の改革の中で、この三位一体とは、今、北野委員からあった国庫補助金の改革の部分、もう一つはこれに対応する税源移譲の部分、それともう一つ地方交付税改革ということの部分がございます。それで、財源措置として国庫補助金を廃止することによって、今まで国から来ていた補助金分、この分を税源移譲として地方に回しますよと、その過渡期として所得税から市町村民税に移す中で、当時 17 年、18 年、2 か年で移行する間の経費について所得譲与税として移行したというふうに認識しております。

それで、国庫補助金の改革の中で、実額そのものが市町村民税に移ったわけではなくて、国庫補助金改革の中で、要は縮小だとか廃止というものの中には行われております。さらに統合というも行われております。今、国で言っている 16 年から 18 年度の三位一体改革の成果として、国庫補助金改革については約 4.7 兆円行われました。税源移譲については片や 3 兆円しかやっていないということで、その間の差がございます。全部が全部ではないのですけれども、国庫補助金改革の中では、先ほど言いましたように廃止・統合ですとか縮小、そういうものも行われております。本来そうであれば、地方交付税の算定の中で国庫補助金がなくなれば当然一般財源で対応しなければならなくなるので、交付税の需要額の積算の中では、国庫補助金を従前は積算していた部分についてはゼロという形で需要額が増えるという積算しております。これは大気汚染だとかあって、その中でそういうふうになってございます。

ですけれども、先ほど言いました、片やそれと一緒にやられた中で、先ほどの当市単独事業ですとか人件費の部分ですとかそれを、こういうことを言ったら国に怒られるのかもしれませんが、どさくさに紛れてそういう部分の削減を非常に大きく行ったということで、交付税が大幅に削減されたというふうに私は認識しております。

北野委員

人件費の問題で伺いますけれども、現在の健全化計画の収支表を見ますと、平成 20 年度と 24 年度の差引きで 9 億 1,700 万円になるのですね。これだけ減るわけです。今回の 20 年度のぎりぎりに決まった中でも、0.9 で交付幾らというふうに言っていますから、9 億 1,700 万円というのは大きいと思うのですけれども、これ職員数の減も含んでいると思うので、20 年度と 24 年度のこの差は、人件費をどうしていこうとしているのか。それから、職員数をどうしていこうとしているのか。それをベースに人件費の問題は削られる予定というふうになっていると思うのですが、その理由をちょっと説明してください。

（財政）中田主幹

計画上の人件費の見方についてですけれども、昨年までの職員給与費の削減が 10 パーセントと言っていて、

地域間相当分 4.8 を含めましてその 10 パーセントのものをずっと継続、そのほかの管理職手当りの継続もしていくという形で見込んでおります。もちろん今回出た期末の 1.0 とか、それはその計画にはもちろん入っておりません。一応そういう形で見込んでいまして、職員数としましては、計画上では平成 20 年 1,127 人から 24 年には 972 人ということで、約 155 人の削減を見込んで計画しております。ですから、その部分の人件費の減というのは、おおむねその 155 人の人がいなくなることによる人件費の減に相当すると思います。

北野委員

そうすると、平成 15 年度の決算と 20 年度の予算で、職員数は何人減って人件費はどれくらい減ったというふうに理解しているのですか。

（財政）中田主幹

平成 15 年度決算と 20 年度予算の人件費、特に職員給与費だけ申し上げますけれども、15 年度決算の職員給与費の金額は 102 億 6,800 万円ほどでございます。これにつきましては、退職手当は除いて、今、数字をお知らせしてございます。そのときの人数が 1,290 人でございます。それと 20 年度予算、これにつきましても退職手当と、それと 20 年度予算の中には再任用の職員の給与分も入っておりますので、その部分を抜いてお知らせしますと約 77 億 2,000 万円となっております、予算の見ている人員といたしましては 1,119 人となっております。

北野委員

人で言えば 170 人くらい減ったのですか。

（財政）財政課長

差し引きでございますけれども、人数としましては 171 人の減、それと金額といたしましては 25 億 4,900 万円ほどの減となります。

北野委員

これだけ減らしておいて、さらに今言ったようにこれから先 155 人減らして人件費も減らしていくと、こういう計算ですよ。

ところで、さっき平成 20 年度の期末手当の 1 か月分の削減については含んでいないという話だったのだけれども、この見直しの中では、これはどうするのですか。言いづらいかもわからないけれども、率直に言ってくれませんか。

（財政）財政部長

昨日も答弁したと思いますけれども、平成 20 年度の予算自体が、最終的にその手当の削減でもってやっと収支を合わせたという状況に現実あります。単純に言いますと、そのまま全交付税の中身の状況ですと、同じことをしなければ予算収支が均衡しないということになります。

それで、今、問題となりますのは、先ほどから議論がありましたように、この先さらにいくらかでもやはり一般財源の減収が見込まれるということになりますと、全く手当での削減をしなくて 21 年以降収支の計画を立てられるのかと言われますと、現状では大変難しいのではないかという気はしてございます。ただ、実際問題そうやるかどうかというのは、各年度の状況を見て判断していくことにはなるかと思えます。

北野委員

結局このままでいけば市税も伸びないし、地方交付税も期待できない。そうすると、今、部長がおっしゃるとおり、あとはもう財源を増やそうとすれば人件費を削減する以外ないという、こういう異常なやり方なのです。これは、やはり政府の地方財政対策が間違っているから、何でも人件費を削ればいい、こういうことになると思うのです。もう限界を超えていると思うのですよ。私どものところにも職員の方から、子供の大学については下の子は公立大学にしてもらわないと困るとか、私立大学の予定だったけれども、これはもう全然見通しないとか、そういう率直なお話が、訴えが来ているのです。子供の教育にも甚大な影響を与えている、こういう人件費の削減というの

はやはり間違っていると思います。

それから、今日は時間がないから言いませんけれども、投資的経費、その代表格である普通建設事業費はあと 7 億円しか残っていないのです。ひところ 121 億円もあったのが、これを 14 億円に削って、平成 24 年度は 7 億円にするという話ですからね。市民のための仕事は何もやらないと、これで 7 億円底をついたらどこを削るのだと。全くもう地方が何をやるにもやりようのないところに、今の国のやり方が地方財政対策というのが来ているから、これは単に市役所だけの問題でないですよ。少なくなったとはいっても、100 億円ぐらいあった普通建設事業がもう 14 億円に減り、これからも 7 億円も減らし、半分に減らされるというようになったら、市役所からの仕事はほとんどない。そうしたら民間はあるのかというと、そうでないですから。そうすると小樽の経済全体も沈滞するのですよ。こういうやり方を一体いつまで続けるつもりなのかということが問われているわけです。

ですから、私はやはり今回参議院選挙の結果もありましたから、国が地方の偏在是正ということで、財源を国税にして配分し、再生対策費として小樽には 2 億円余り来ましたが、こんな臨時の手当だけでは長続きするわけがないですよ。だから、やはり地方交付税を、きちんと財源保障の機能をしっかり生かしてもらおう。国税全体が下がれば、五つの地方交付税の対象額から何パーセントかずつ出ても、それだって下がるわけだから、そうすると下がった分でもやりましょうといったって、それは論外の話です。やはりその前提にあるのは基準財政需要額から収入額を引いて、その分は交付税から見るというふうになっているわけだから、それに足りないときは税率の改定を行うとか、その他の措置をするというふうになって、地方に迷惑をかけないというのが今の憲法というか、財政法の精神なのだから、こういうことを全く無視して地方同士でやらせて国は全然腹切らんと、こういうやり方というのはやはりうまくないと思うのです。

ですから、私は、市長はこの話をすれば地方六団体を通じてとかと言うけれども、もっとインパクトのあることをやってほしいと思います。19 億円の空財源のとき、わざわざ諸収入、雑入に入れて、記者会見までやって、テレビで大々的に全国に放映されて、10 社近いマスコミから取材があって、小樽が一躍変な意味で有名になったわけだから、あのことも相当インパクトがあったのですよ。だから、やはり小樽としてできることをきちんとやっていかないと、小樽の言ってみれば今の範囲であれば、結局もう投資的経費である普通建設事業費を削る、あとは人件費を削る、もうこの道しかないのだから。こんなやり方が異常だと言わないで何と言うのか。だから、もっと私は、今日、市長はいないけれども、このことを伝えてどうするか、市長にありきたりの答弁でなくて、ちゃんとした答弁を求めたいと思うのですが、総務部長いかがですか。

総務部長

先ほど来、財産の議論がありまして、私どもも決して今の状況の中で好んで人件費を抑制しているわけではなく、ぎりぎりの中での判断で今やっている部分です。地方財政はどれも苦しく、市長もよく申しておりますけれども、何とかこの時期をくぐり抜けて次へバトンタッチしていくということだと思っておりますが、現状の中で苦しい部分というのは、当然国にも物を言うべきは言わなければなりませんし、いろいろな形で今までもやっていますけれども、今後も含めてやりきれんことはやっていくという、そういう姿勢で臨んでいます。今日のお話は市長にも伝えておきたいと思います。

北野委員

いや、見解も聞きたいから、地方六団体を通じてとか全道市長会を通じてなんて、そんな話はもう聞き飽きたから、さらに踏み込むという意味です。では、終わります。

委員長

共産党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。